横浜市人権施策基本指針 改訂素案

令和3年9月

横浜市

「横浜市人権施策基本指針」(改訂素案)

目 次

弗 I	무 스	、惟他束基本指針の位直づけ		
1	人権と	:は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	1
2	指針の)位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	1
3	人権問]題に対する基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ	2
4	改訂の)趣旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ρ	6
第 2	-	、権施策推進の考え方		
1	めざす	⁻ 社会像 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Р	7
2	基本姿	·	Ρ	7
3	取組の)視点 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Ρ	8
第3	章 人	、権施策推進のための取組		
1	調査・	実態把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ .	1 C
2	研修•	教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ρ.	1 C
3	相談支	ː援の充実 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P	1 3
4	多様な	主体との協働 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P	1 3
第 4	上章 様	長々な人権課題への取組		
1	女性		Ρ.	1 5
2	子ど	ŧ ·····	Ρ.	1 8
3	高齢	者 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 2	2 2
4	障害」	見・障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Р 2	2 4
5	部落	差別(同和問題) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 2	2 8
6	外国。	人 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	Р (3 2
7	感染织	虚 • 疾病 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P	3 4
8	融業	× 则 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	D '	3 6

9	ホームレス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3 8
10	性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)	P 4 0
11	自死 • 自死遺族 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 4 4
12	犯罪被害者等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 4 6
13	インターネット等による人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4 8
14	災害に伴う人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 0
15	その他の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 2
第5	章 人権施策の推進体制等	
1	市の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 6
2	市民・地域団体・事業者に期待される役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5 7
資料	,	
1	令和2年度『人権に関する市民意識調査』の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 0
2	主な人権関係法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 6
3	主要な人権条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 8
4	用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6 9
5	指針改訂に関わる協力団体等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7 6

^{※1} 本文記載の人権関係法については略称を使用しています。

^{※2 ※}の用語は巻末資料「用語解説」に掲載しています。

第1章 人権施策基本指針の位置づけ

1 人権とは

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。 人権とは、その基盤となる一人ひとりの尊厳と固有の権利であり、それらが保障されることによって、 人は希望を持ち、努力し、可能性を発揮することができます。

人権は誰もが等しく持っているものです。全ての人が互いの人権を尊重しあうことが、自らの人権 が尊重されることにつながります。

2 指針の位置づけ

本指針は、横浜市のあらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進するための基本姿勢を示すとともに、横浜市における人権施策の取組の全体像を明らかにするものです。

横浜市は、市政運営の基本理念を定めた「横浜市基本構想(長期ビジョン)」* において、人権尊重を都市づくりの基本に据え、「横浜市中期4か年計画 2018~2021」* など各種基本計画や行動計画に、人権尊重の視点を盛り込み、人権施策を総合的・体系的に推進することで、人権に関する諸課題の解決に向け全庁的に取り組んでいます。

また、人権に関わる問題は市民共通の課題であり、社会全体の課題です。そのため、横浜市は、行政の責務として人権問題の解決に取り組んでいくとともに、市民、団体・事業者にも呼びかけ、社会全体で人権尊重の取組を推進していきます。

指針策定の経緯

平成8年(1996年)の「ゆめはま人権懇話会」* における「人権を尊重する社会をめざして」と題する提言では、人権問題の解決に向け横浜市が基本的に留意すべき点として、

- ①人権尊重の文化・風土づくりに向けた、豊かな人権感覚をはぐくむための啓発・教育等の取組
- ②人権施策推進の基礎となる人権問題の現状を把握するための取組
- ③人権擁護を進める社会的システムの整備の推進
- ④取組を効果的に進めていくためのネットワークづくり が掲げられました。

その提言を受け、平成10年(1998年)、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点を持って推進するとともに、市民、団体・事業者にもその取組を呼びかけるために「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。

3 人権問題に対する基本認識

(1) 人権を取り巻く状況

ア 国際社会の動向

20世紀における2度の世界大戦の経験から、国際連合(以下「国連」という。)は、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」*を採択し、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵は世界共通の課題として、人権の保障に取り組むことを宣言しました。そして、その考え方を具体化するため、「人種差別撤廃条約」*(昭和40年(1965年))、「国際人権規約」*(昭和41年(1966年))、「女性(女子)差別撤廃条約」*(昭和54年(1979年))、「子どもの権利条約」*(平成元年(1989年))、「障害者権利条約」*(平成18年(2006年))など30を超える人権関連の条約を採択し、加盟国に批准・加入を求めてきました。

人権とはどこから始まるのでしょうか ~エレノア・ルーズベルトのメッセージ~

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が2度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そこで、昭和23年(1948年)12月10日、国連第3回総会(パリ)において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

(法務省ホームページより引用)

世界人権宣言を起草した人権委員会の議長 エレノア・ルーズベルト (公式記録にはフランクリン・ルーズベルト夫人と記録) は、次のように述べています。

「結局、普遍的人権とはどこから始まるのでしょう。小さなところ、家の近く、……とても近くてとても小さくてどの世界地図にものっていないところ。しかし、そこは個人という人の世界なのです。人が住んでいる近所。人が通う学校や大学。人が働く工場、農場または事務所なのです。これらこそ、すべての男性、女性、子どもが差別のない平等な正義と、平等な機会と、平等な尊厳とを求める場所なのです。これらの場所でこれらの権利が意味をなさないのであれば、他のいかなる場所でもこれらの権利にはほとんど意味がないでしょう。家の近くで関係する市民が身これらの権利を支持する行動をするのでなければ、もっと大きな世界で進歩をとげることなど見果てぬ夢です。」(ブリッジブック国際人権法〔第2版〕(信山社、平成27年)より引用)

また、平成 27 年 (2015 年) に、国連が採択した SDG s (持続可能な開発目標)* では、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」など 17 の目標を掲げ、「人権尊重」を大きな柱としています。 SDG s を定めた「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文でも、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。

SUSTAINABLE GALS



SDG s の目標のアイコンとロゴ

このように、人権の尊重は、国際社会全体にかかわる問題として、その具現化に向けて、不断の 努力が重ねられてきています。

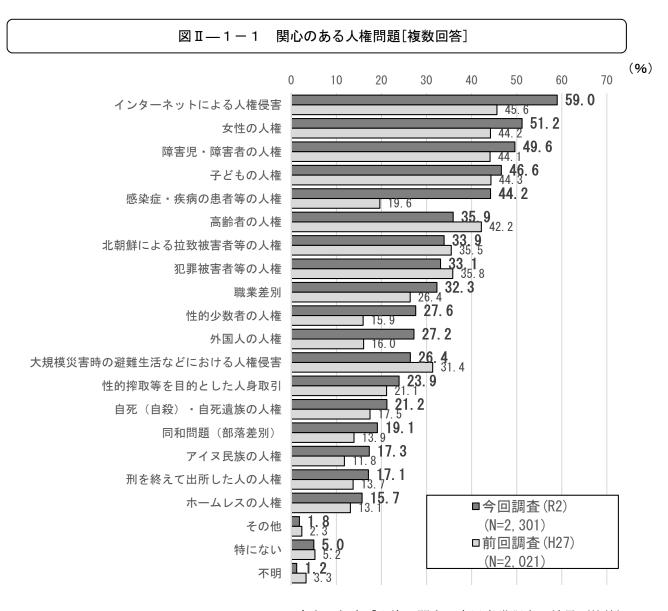
イ 国内の動向

国内においても、人権侵害の解消は大きな課題となっており、様々な人権課題の解決に向けて取組が進められています。平成12年(2000年)に「人権教育・啓発推進法」*が制定され、人権教育・啓発に関する理念が明示されるとともに、国・地方公共団体・国民の責務が明確化されました。この中で、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。これを受け、平成14年(2002年)には「人権教育・啓発に関する基本計画」*が策定され、人権教育・啓発について総合的・計画的な取組が進められています。

また、国は日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、また、人権関連の条約 批准・加入に伴い、法整備などを行ってきました。(巻末資料2参照。)最近では、「アイヌ民族支援 法」(平成31年(2019年))が整備されました。また、「部落差別解消推進法」(平成28年(2016年))、「ヘイトスピーチ解消法」(平成28年(2016年))、「女性活躍推進法」(平成27年(2015年))、「リベンジポルノ被害防止法」(平成26年(2014年))、「障害者差別解消法」(平成25年(2013年))、「生活困窮者自立支援法」(平成25年(2013年))、「いじめ防止対策推進法」(平成25年(2013年))などの人権に関する法令が整備されています。

(2) 横浜市の現状

横浜市では、市民の人権に関する意識を把握するため、概ね5年ごとに「人権に関する市民意識調査」*(巻末資料1参照。)を実施しています。令和2年度(2020年度)に行った調査では、「あなたは、どの人権問題に関心がありますか」という問いに対して、「インターネットによる人権侵害」、「女性の人権」、「障害児・障害者の人権」、「子どもの人権」、「感染症・疾病の患者等の人権」が上位5位を占めました。

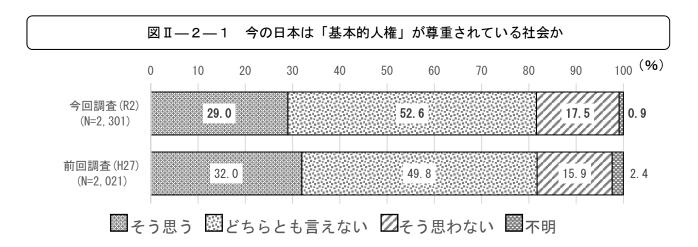


令和2年度「人権に関する市民意識調査」結果(抜粋)

平成27年度(2015年度)の調査では、「インターネット」、「子ども」、「女性」、「障害児・障害者」、「高齢者」の順番でした。前回調査に引き続き、インターネット上の人権問題が最も多くなっていますが、この5年間でおよそ13ポイント増加しています。近年、インターネット上の掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)*等での誹謗中傷などがたびたび起きていることから、市民の関心の喚起につながったことがうかがえます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、「感染症・疾病の患者等の人権」が前回調査からおよそ 25 ポイントと大幅に増加しました。誰もがなり得る感染症だからこそ、自分ごととして捉え、関心が持たれていることがうかがえます。さらに「性的少数者」「外国人」などについても、前回と比べ 10 ポイントを超える関心が寄せられています。人権に関する社会全体での取組が進展するとともに、これらが報道される機会が増えていること、差別や偏見に苦しんでいる人たちが勇気を持って社会に訴える姿に数多く接するようになったことなどが、市民の関心を高めていると考えられます。

一方、「あなたは、今の日本は『基本的人権』が尊重されている社会だと思いますか」という問いに対しては、「どちらとも言えない」という回答が約5割となっています。前回調査から大きな変化が見られないことから、引き続き、効果的かつ継続的な取組が必要であることがうかがえます。



令和2年度「人権に関する市民意識調査」結果(抜粋)

偏見や差別の要因

人権問題には、それぞれ固有の歴史や背景があり、また、その実態や事象にも違いが見られますが、市民や有識者で構成された「ゆめはま人権懇話会」は「人権を尊重する社会をめざして一人権施策推進への提言一」(平成8年(1996年))において、どの人権問題にも偏見や差別の底流には、①知識不足からくる誤解や一方的決め付け ②異質なものを排除する心理 ③異なる価値観の否定 ④固定化した観念などの心理が働いていると指摘しています。

これらの意識や心理は、その社会における多数者(マジョリティ)や優越的な立場にある人々の間で、それが当然であるかのように意識化され、少数者(マイノリティ)や弱い立場の人々に向けられるために、偏見や差別であると気づきにくくなっています。また、差別的なものの見方や偏見は、往々にして差別される側に問題や原因があるかのごとく考えられがちです。「提言」が指摘した偏見や差別が生み出される構造は、今日においても変わっていません。

最近では新型コロナウイルス感染症に関連して、グテーレス国連事務総長は、2020年5月8日のビデオメッセージで、医療従事者等への攻撃と並んで、外国人排斥の感情や、移民・難民に対する差別が横行していることを指摘し、このような状況を「憎しみのウイルス(virus of hate)」と表現しました。差別や偏見が、新型コロナウイルスの感染拡大に対する不安とあいまって私たち一人ひとりの中で増幅され、周囲に拡散していく様は、正にウイルスの感染拡大と同じです。一方で、事務総長はビデオメッセージの中で、憎しみのウイルスに立ち向かうための「社会の免疫(immunity of our societies)」となるのは、連帯や社会の結束であると訴えています。誤解や偏見に基づいて一部の人たちを排斥したり、侮辱したりするなどの、差別は決してあってはなりません。

4 改訂の趣旨

平成 10 年度(1998 年度)の指針策定後、人権に関する法整備の状況などの社会情勢や、「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、平成 23 年度(2011 年度)と平成 28 年度(2016 年度)に改訂を行ってきました。これまで、指針を踏まえて人権に関する取組を行ってきましたが、女性や子ども、高齢者、障害者に対する差別などが依然として存在しており、ヘイトスピーチを含む外国人への差別や性的少数者への偏見・差別、ハラスメントなどの人権問題も大きな社会問題となっています。

また、インターネットやSNSの普及により、世界中の人々とつながることが可能になると同時に、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった深刻な問題が起きています。

特に最近では、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、感染者・濃厚接触者、医療従事者 やその家族、外国人などに対する差別や誹謗中傷がなされ、インターネット上の悪質な書き込み、心 ない言動などが広がりました。

令和3年(2021年)には、「多様性と調和」をコンセプトの1つに掲げている東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されました。「オリンピック憲章」の「オリンピズムの根本原則」では、人権への配慮が謳われており、これまで以上に人権尊重の理念の実現が求められる契機となりました。今後もこれを着実に定着させていく必要があります。

このような最新の社会情勢や、「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、改訂を行います。

第2章 人権施策推進の考え方

1 めざす社会像

「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現

人権を尊重することは、すべての人が自分らしく生きていくための基本となるものです。人権問題の解決は、差別され、偏見にさらされてきた人々が被ってきた不平等や不公平を解消し、本来等しくあるべき尊厳を回復するという、より公平で公正な社会に近づくためのたゆみない営みです。

それは、差別的なものの見方・考え方を見つめ直すことから始まります。

人は、それぞれ、身体の大きさや皮膚の色も違えば、言葉、生まれ育った国や場所も異なります。 そのような違いをお互いに受け入れ、多様性を認め合い、同じ人間として尊重しあうことが、差別を なくし、人権が尊重された社会に近づく第一歩です。

市民一人ひとりの人間としての尊厳が尊重され、社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合うことにより、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」を目指します。

2 基本姿勢

(1) 人権尊重を基調とした市政

一人ひとりの人権が尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むために欠くことのできないものです。横浜市の施策は、この考え方を基調に計画、執行しており、その意味では全てが人権 と関わりがあります。

横浜市は、人権の尊重を市政運営の基調とします。

(2) 差別されている当事者の立場に立つ

差別や偏見のために傷つき苦しんでいる人や「生きづらさ」を抱えている人(以下「差別されている当事者」という。)は声をあげにくい場合が多いことから、行政が積極的にその声や意見を聴く努力をしなければ、実情を見過ごしたままとなり、こうした人々の苦しみは続くこととなります。 横浜市は、差別されている当事者の立場に立ち、差別をなくす姿勢で市政運営にあたります。

(3) 市政を担う職員の人権意識の向上

人権尊重を基調とした市政を運営するために、職員には豊かな、また、鋭い人権感覚が求められ

ます。すなわち、

- ①人は一人ひとりがかけがえのない存在であること
- ②誰もが尊厳と固有の権利を持っていること

について十分認識をもつとともに、常に自己啓発に努めることが求められます。

全ての職員は、担当職務に習熟することはもとより、人権感覚を磨き、幅広い人権に関する理解と問題意識をもって業務の遂行にあたります。

(4) 地域社会全体での取組

人権問題は、社会の問題として認識されなければ、真の解決には至りません。それぞれの分野における様々な人権に関わる課題を解決していくために、一人ひとりの市民や団体・事業者における主体的な取組を呼びかけ、地域社会全体で推進していきます。

3 取組の視点

(1) 人権問題を自分の問題として考える

人権問題について、他人事でなく、自分の意識や価値観に関わる問題として捉え、考えます。 様々な施策の推進も、日々の業務に対する姿勢もここから始まります。

(2) 差別されている当事者の「思い」に寄り添う

差別されている当事者は、声を出せない苦しさを抱えています。そのことに気付かないことが多いだけで、「差別されている人々がいない」のでも「差別がない」のでもありません。差別されている当事者がどのような「生きづらさ」を感じ、傷ついているのか、その一つひとつを知ることが気づきとなり、解決への取組につながります。

また、差別されている当事者は複合的な困難を抱えていることが少なくありません。たとえば、 障害のある人の場合、移動やコミュニケーションの困難などの日常生活上の課題に加え、就労の 難しさがあるように、複合的な困難を強いられている場合が多くあります。また、識字問題*のよ うに困難が見えにくい場合もあります。特に、市民からの相談を受ける業務などにあっては、相 談者の背景にある課題や複合的な困難に対する洞察が大切です。

(3)様々な立場の人々に配慮し、誰一人として取り残さない

施策を検討するにあたっては、第一に差別されている当事者の声や意見を反映し、併せて様々な立場の人々の視点から考え、それぞれの立場を理解し合いながら互いに歩みよることによって、

より良い合意を目指すとともに、誰もが孤立したり排除されたりすることなく、社会に参加することを推進する努力が重要です。

(4) 国内外の社会情勢の変化や市民の意見を把握し、的確に対応する

国連は、「障害者権利条約」(平成 18 年 (2006 年))、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 *(平成 19 年 (2007 年))を採択するなど常に国際的な推進役を果たしています。また、「自由権規約委員会」、「社会権規約委員会」、「女性 (女子)差別撤廃委員会」などの各委員会は、締約国に対して人権に関する勧告や一般的意見を出しています。これらの動向を的確に把握し、幅広い視点から施策を推進していきます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行や厳しい経済状況は、社会的に困難な立場にある人々に、より大きな影響をもたらしています。様々な人権に関する課題を把握し、取組を的確に行っていくために、差別を受けても訴えられずにいる市民の意見等の把握に努め、的確に対応します。

(5) 人権尊重の視点から、あらゆる施策・事業を常に点検・検証する

かつて、ハンセン病に対する国の施策が偏見や差別に基づく人権侵害をもたらしたように、既 存の法令・制度等についても人権尊重の視点から点検・検証を進めていくことが必要です。

新たな施策に取り組む場合は、人権感覚を研ぎ澄ますとともに、絶えず既存の施策の効果等を 点検します。

(6) 人権関係団体・NPO※法人などとの協働・連携を推進する

人権問題の取組において、人権関係団体・NPO法人などが、困難を抱える人々に寄り添い、 支援を行っています。

行政がその活動を積極的に支援し、連携協力関係を築いていくことは、人権問題の解決に取り 組む上で重要です。人権関係団体・NPO法人などと行政の協働を推進し、社会全体での取組へ と進めていきます。

(7) プライバシー保護と人権擁護とのバランスに配慮する

プライバシーの保護は、人権を守る上で最も重要な要素の一つです。関係機関のみならず、市 民へも人権擁護の基礎であるプライバシー保護の重要性の啓発に努めます。

一方で、プライバシーを重視するあまり、子どもや高齢者の虐待などの人権侵害を見過ごし、 結果として重大な被害を生じてしまう事例が数多く発生しています。これらの情報については、 早期に、かつ適正に関係機関に届くことの重要性を啓発していきます。

第3章 人権施策推進のための取組

1 調査・実態把握

人権問題の多くは、見えにくく、気づきにくいことから、偏見や差別により苦しんでいる人々が置かれている状況を、周囲の人が認識することの難しさがあります。例えば、障害者や高齢者の中には、人権侵害の場面にあっても自らの意思を十分に伝えることができない状況にある人がおり、表面化している事例が全てではありません。

人権侵害の解決に向けて効果的な施策を進めるためには、これらの問題を的確に把握し、偏見や差別により苦しんでいる人々の立場に立って迅速に取り組むことが必要です。

横浜市では、これまでも定期的な「人権に関する市民意識調査」や分野ごとの生活実態調査などを通して実態把握を行ってきましたが、今後も、各種の調査を通して市民意識の動向を把握します。また、差別されている当事者や、その支援等の活動に従事する人権関係団体・NPO法人などで構成された「横浜市人権懇話会」**での意見交換、相談・対応事例の検証・蓄積などによって、より的確な実態把握に努めます。

2 研修・教育・啓発の推進

偏見や差別が生じる要因は、その多くが誤った認識や知識の不足などにあるといわれています。これらの要因を取り除くためには、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権の大切さを理解し、人権意識を高める努力をすることが、何よりも重要なことです。また、このことが「共生の心」の醸成にもつながることになります。

「人権に関する市民意識調査」の結果からも、多くの市民が差別された経験をもっていることがうかがえます。差別をなくす取組を進めるためには、差別されている人々の視点に立って、その解決を図っていく必要があります。このため、まず職員及び教職員などが、人権問題を解決する社会的な責務を自ら強く認識し、何よりも自らの人権感覚を高めるために人権研修に積極的に参加します。

また、学校教育においては、引き続き子どもの発達段階に応じた人権尊重の精神を基盤とする教育を推進します。

そして、市民が主体的に、様々な年齢層や生活様式の方々が参加できる啓発活動を推進します。

なお、これらの取組については、「横浜市人権啓発推進計画」(平成 15 年度 (2003 年度) 策定、平成 24 年度 (2012 年度) 改訂) を見直し、国内外の人権施策などとの整合性を図るとともに、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPO法人などとも連携・協力しながら着実に推進します。

(1) 研修

ア 横浜市職員の人権研修の充実

全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、自身も含めて人権を侵害する行為をなくすという問題意識を持ち、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むよう、人権研修を充実します。そのために、引き続き「横浜市職員人権啓発研修推進要綱」(平成2年(1990年))による研修の充実に努め、日常の業務に反映できるよう職場内研修を推進します。

また、業務の性格上、人権に対する十分な認識や取組姿勢が求められる各種相談業務や戸籍等の 業務に従事する職員や、人権に関わりの深い業務に従事する保健・医療・福祉等専門職員に対する 人権研修の推進に努めます。

横浜市の外郭団体や指定管理事業者についても、同様の人権研修に取り組んでいきます。

イ 教職員の人権研修の充実

学校教育の場において一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人権教育を推進するためには、教職 員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、子どもたちの発達段階に応じて人権教育に取り組むこ とが必要です。

教職員一人ひとりが人権問題を自らの問題として認識し、一人ひとりの子どもを一人の人間として大切にするとともに、様々な背景をもつ子どもたちの思いを受け止められるよう、教職員に対する人権研修を充実します。

ウ 事業者などによる人権研修の取組支援

全ての民間事業者においても、事業者が自ら主体的に人権尊重の取組を進めていただくとともに、 地域社会の一員として取組に御協力いただき、社会的な問題解決や地域社会に積極的に関わってい ただけるよう、人権研修に取り組むようお願いしていきます。

横浜市は、事業者が行う自主的な研修に対して、研修内容の充実や研修効果を高めるため、研修 教材の貸出しや研修の実施に際して相談に応じるなどの支援を行います。

(2) 教育

ア 子どもの意見の尊重

子どもの人権を尊重した教育を進めていくためには、子どもの意見を聞く機会を確保するとともに、意見を尊重することが重要です。学校でも家庭や地域においても子どもの年齢や発達段階に応じて意見が尊重される社会づくりに努めます。

イ 人権教育の推進

(ア) 人権が尊重される環境づくり

学校では、人権に関わりのある様々な課題に対応するため、各校に人権教育推進担当者を配置するほか人権教育の全体計画を作成して、人権教育の推進に取り組んでいます。また、全教育活動を通じて、差別をなくす人権教育を推進するとともに、「だれもが」「安心して」「豊かに」の視点で目の前の子どもの背景を捉え、課題を解決することに努めます。

人権尊重の精神を基盤とする人権教育の推進により、自分が大切にされていると感じること ができる教育環境づくりに努めます。

(イ) 人権教育カリキュラムと教育手法の充実・工夫

子どもの発達段階に応じて、様々な人権問題に対するカリキュラム開発を全ての教科を対象 に検討し、学校の教育活動全体を通じて人権を尊重する意識を育てるとともに、一人ひとりの 人格を大切にする人権教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、人権問題を身近な問題として捉え、人権を尊重する意識を高めることができるよう、体験型教育プログラムを活用するなど、教育手法の工夫を図ります。

ウ 学校と地域社会が一体となった人権教育の推進

人権教育は、学校活動の中でのみ行えば十分であるというものではありません。人権教育の推進には学校・家庭・地域が一体となった取組が不可欠です。様々な分野において学校と地域社会が一体となった人権教育の取組を推進します。

(3) 啓発

ア 自己啓発やエンパワメント*の取組支援

人権啓発においては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要です。横浜市は、市民が主体的な自己啓発や学習に取り組めるよう支援します。

また、差別や偏見に苦しんでいる人々が本来持つ権利を認識し、自分自身の課題の解決や主体性の発揮に向けて行う取組を支援します。

イ 啓発手法の工夫

横浜市では、市民の多様な生活様式に応じた啓発機会を提供します。聴講型の講演会やパネル展の開催、広報よこはまの他、インターネットコンテンツの充実やSNSでの発信など市民の皆様の世代や、興味・関心に応じて手法を工夫し、より多くの方がともに考え、感動や共感を得ることができ、主体的な人権尊重につながるような啓発活動に努めます。

3 相談支援の充実

全ての人が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられるような社会の仕組みが必要です。

人権を侵害されている人々の権利救済のため、権利の確保を支援する制度の充実を図ります。

特に人権上の問題が生じている場合、当事者は、どこに相談すればよいかという問題に直面します。市民に分かりやすい人権相談体制を構築するため、相談機関、窓口について、十分な周知に努めます。

また、関係機関・団体などの実施主体の垣根を越えて情報提供・連携が図れるよう仕組みづくりを進めます。また、 DV^* や犯罪被害者等からの相談など特に配慮が必要な相談や、外国人からの相談に対する母語での対応などについて、相談体制を拡充していきます。

さらに相談員は最初に問題を受け止めることになり、その役割は大変重要です。相談者が複合的な 課題を抱えている場合や、何が困難の原因なのか相談者自身が分からないこともあります。また、相 談者が相談員の言動により二次被害に遭うことがあってはなりません。そのため、相談員の育成と研 修の充実を図ります。

4 多様な主体との協働

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権擁護に関係する 複数の機関が連携できる体制を構築することです。

人権関係団体やNPO法人などの行う活動は、行政だけでは解決できない様々な社会的要望に柔軟かつ迅速に対応できることなど数々の特色があります。とりわけ、偏見や差別に傷つき、苦しむ人々に寄り添い支援する人権関係団体・NPO法人などの人権団体の取組には大きな意義があります。人権問題の解決のためには、これらの団体などをはじめ、社会全体が連携して取り組むことが重要です。

(1) 国・県・市町村の関係機関などとの連携

人権施策は国、県、市町村の関係機関がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。このため、国や県、神奈川県警察、神奈川県弁護士会など、人権に関わる機関と連携・協力して人権に関する取組を推進します。

また、国に対しては、県や市町村が人権施策を推進するために必要な財政面の適切な支援等の要請も行っていきます。

(2) 関係団体等との協働・連携

ア 人権関係団体・NPO法人などとの協働・協力・支援

柔軟な行動力などの特色を生かして啓発や相談などに取り組む人権関係団体・NPO法人などは、 課題解決の原動力の一つになっています。区福祉保健センターや児童相談所など市の相談機関に寄せられる相談には、広範かつ複雑で、専門的な見地が求められるものもあります。行政だけでは解決できない様々な社会的要望に柔軟かつ迅速に対応するため、その自主性を尊重しながら活動への支援を行うとともに、双方の役割分担や関係の在り方などを踏まえ、これらの団体との協働・連携を一層推進します。

イ 人権擁護委員との連携

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、法務大臣により委嘱されています。人権尊重の思想を広め、市民の基本的人権が侵害されないよう配慮し、人権を擁護していくため、人権相談、啓発活動など人権に関わる多岐にわたる活動を行っています。横浜市においては、市役所内の市民相談室での「人権相談」や人権週間(12月4~10日)に合わせた特設相談をはじめ、小・中学校への出前人権啓発事業(人権キャラバン)や区民まつり等での街頭キャンペーン、啓発冊子等の作成・配布など、市の取組と連携して独自の活動を行っています。

人権擁護委員活動との協働・連携を一層推進するとともに、様々な機会を活用して人権擁護委員制度の周知に努め、活動を支援します。

第4章 様々な人権課題への取組

多岐にわたる人権課題に対応するため、国内外では不断の取組が続けられています。また、国や地方公共団体それぞれにおいて、法律や制度を整備し施策を推進してきましたが、今もなお様々な人権に関する課題があるのが実情です。様々な課題に対して、歴史や特性に十分に配慮し、教育・啓発から相談・支援まで、途切れの無い取組が必要とされています。

本章では、人権の分野ごとに「現状と課題」、「取組状況」及び「施策の方向性」について概説しますが、現実には人権問題に直面している人々は複合的な困難を強いられている場合が多くあります。 例えば、外国人の子どもの場合には、日本語習得が困難なことから学習の遅れが生じたり、言葉を理由にからかいやいじめを受けたりすることで、不登校になることもあります。

このような視点を持ち、差別されている当事者の背景にある課題や複合的な困難に対する認識を深めることも人権問題を考える上で大切です。

1 女性

現状と課題

日本は、昭和60年(1985年)に「女性(女子)差別撤廃条約」を批准しました。平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、21世紀の国の最重要課題と位置づけられました。

平成27年(2015年)には、「女性活躍推進法」が制定され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられました。さらに、令和2年(2020年)6月からは、セクシャアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止対策の強化が事業主に義務付けられました。

平成 29 年(2017年)には、女性への暴力や性犯罪被害などの根絶に向けて、刑法制定以来 110 年 ぶりに性犯罪に関する改正が行われ、厳罰化や非親告罪化(被害者の告訴がなくても起訴できること)などが図られました。

しかし、男女共同参画社会基本法が成立してから 20 年が経ち、女性の活躍が国の最重要課題として 推進されている今日においても、社会で女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、性別にまつ わる格差や不平等、困難が山積しています。

世界経済フォーラムが、令和3年(2021年)3月に発表した各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数* において、日本の順位は156か国中120位となっており、特に、政治や経済の分

野で意思決定の場への女性の参画が進んでいないという現状を色濃く表す結果となっています。令和 2年度に実施した横浜市の「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「夫は外で働き、家庭を 守るべきである」という考え方は変化しつつあるものの、実際の役割分担では、女性が家事・育児・ 介護の主な担い手であり、男性は仕事を優先する傾向が高いなど、依然として根強い性別役割分担意 識がうかがえます。男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画の視点に立った意識の改革 だけでなく、意思決定過程への女性の参画促進や男女共同参画関係の施策の一層の推進を図っていく とともに、こうした性別による役割分担意識を解消していくことが求められています。

かねてより国連の女性(女子) 差別撤廃委員会から差別的であると指摘されていた法規定(民法における婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間、夫婦の氏の選択)に関しては、婚姻適齢については、女性の婚姻年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女の婚姻開始年齢が統一されます(令和4年(2022年)施行予定)。離婚後の女性の再婚禁止期間については、平成28年(2016年)に、女性の再婚禁止期間を離婚後6か月から100日に短縮し、離婚時に妊娠していなかった場合は100日以内でも再婚可能にする改正がなされました。また、夫婦の氏の選択については、平成27年(2015年)には最高裁において夫婦同姓が「合憲」と初の憲法判断が示されましたが、判決にあたっては「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と付言されています。

このように、女性の社会参画にむけては国内でも一定の動きがみられるものの、依然として、女性の地位は十分向上しておらず、雇用形態における実質的な男女格差は大きく、様々な課題があります。

さらに新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、雇用環境の悪化やDVの深刻化、性別役割 分担意識を背景とした家庭生活の負担増など、特に女性に対して深刻な影響を及ぼしています。一方 で、テレワークの拡大など柔軟な働き方の広がりや男性の在宅時間の増加など、男女共同参画社会の 形成に向けて契機となる状況も見られており、さらなる取組の推進が求められています。

取組状況

横浜市は、平成13年(2001年)に「横浜市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例の基本理念に基づき男女共同参画の施策を実施するために「横浜市男女共同参画行動計画」*を策定し、様々な事業を推進しています。

また、公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会と3館(戸塚区・南区・青葉区)の男女共同参画センターと連携し、各種相談業務や就労支援、情報提供、広報啓発を行っています。また、横浜市DV相談支援センターによる相談・支援事業に加え、県や県警と連携し、配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護なども行っています。

引き続き、誰もが互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性 と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指した施策を推進していき ます。

施策の方向性

性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会に向けて施 策を推進します。

調査・実態把握	・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
	・その他 男女共同参画施策に関する調査
研修・教育・啓発の推進	・女性の意思決定過程への参画の促進
	・誰もが働きやすい職場づくりの推進
	・DV及びデートDVの根絶に向けた啓発
相談支援の充実	・ひとり親世帯、在住外国人への支援
	・横浜市DV相談支援センター
	・心とからだと生き方の電話相談
	・女性としごと 応援デスク
多様な主体との協働	・DV被害者の安全・安心の確保と自立に向けた支援の充実

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「女性(女子)差別撤廃委員会による最終見解」(2016年3月7日)の主な内容について

- ・家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていることを依然 として懸念する。特に固定観念の存続が、メディアや教科書に反映され続けているとともに、教育に関する選択と 男女間の家庭や家事の責任分担に影響を及ぼしていることやメディアが性的対象とみなすことを含め、女性や女児 について固定観念に沿った描写を頻繁に行っていること、性差別的な発言が女性全般に向けて続いていること等を 懸念している。
- ・配偶者強姦を明示的に犯罪化する必要があると考えなかったことを懸念する。性交合意年齢が13歳のままであること、法定強姦の法定刑の下限がわずか3年の懲役であることも懸念する。
- ・同一価値労働同一労働賃金の原則の不十分な実施による男女の賃金格差の拡大、家族的責任が原因で女性のパートタイム労働への集中が続き、それが年金給付に影響し、退職後の貧困を生む原因の一端になっていること及び妊娠と出産に関連したハラスメントの報告が絶えないこと等を依然として懸念する。
- ・職場でのセクシュアル・ハラスメントが横行していること、及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった 企業を特定する措置が法律に盛り込まれているものの、違反企業名の公開以外に法令遵守を強化するための制裁措 置が設けられていないことに懸念を表明する。
- ・依然として家庭や家族に関する責任を女性が中心となって担っていること、そのために、男性の育児休業取得率が 著しく低いこと、並びに家庭での責務を果たすために女性がキャリアを中断する、またはパートタイム労働に従事 するという実態が生じていることを懸念する。

「社会権規約委員会による最終見解」(2013年5月17日)の主な内容について

・労働市場における依然として極端な垂直的及び水平的な性別の差別待遇及び出産後に離職するかパートタイム雇用 に移行しなければならない女性の高い割合に見られるように進展が遅いことに懸念を表明する。

「自由権規約委員会による最終見解」(2014年7月24日)の主な内容について

・ドメステイック・バイオレンスが広く存在し続けること、保護命令の発令過程が長期にわたること、本犯罪のため に処罰される加害者の数が非常に少ないことを、懸念をもって留意する。

2 子ども

現状と課題

平成元年(1989年)、国連の総会において、18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択されました。この条約は、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進していくため、国際児童年*から10年間にわたる審議を経て採択されたものです。日本は平成6年(1994年)に批准しました。

平成28年(2016年)には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利の主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益を優先されることが明確に示されました。また、令和元年(2019年)にも改正が行われ、親権者による児童のしつけに際して体罰を加えてはならない等の児童の権利擁護や、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化について規定されました。しかし、いじめ、不登校、ヤングケアラー、ひきこもり*、貧困、虐待や児童ポルノ*、さらには子ども自身が犯罪に巻き込まれてしまうなど、子どもたちを取り巻く環境は、ますます厳しくなってきており、深刻な社会問題となっています。

これらの問題は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる家庭や地域の状況の大きな変化、経済的困窮、情報化社会の進展がはらむ危険性などの様々な要因が重なって起きてくるといわれています。

(1) いじめ

令和元年度(2019年度)の全国におけるいじめの認知件数は、約61万2千件で、5年前の平成25年度(2013年度)の約18万6千件の3倍以上となっており、依然として深刻な問題となっています。

いじめの問題は、いじめを受けた児童生徒の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近な人権侵害です。こうした認識のもと、平成25年(2013年)9月に「いじめ防止対策推進法」*が制定され、国、地方公共団体、学校、家庭、地域、関係機関等の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進しています。

(2)ひきこもり

平成 27 年(2015 年)の内閣府の調査によれば、15 歳~39 歳のひきこもり状態にある方は 54 万1 千人いると推計されています。ひきこもりの背景は多様であり、専門的な支援が必要です。このため、平成 21 年度(2009 年度)から、「ひきこもり支援推進事業」として、都道府県、指定都市へのひきこもりに特化した専門的相談窓口(ひきこもり地域支援センター)の設置、ひきこもり支援に携わる人材の養成など、ひきこもりの状態にある方やその家族へ相談支援等に取り組んでいます。

(3) 貧困

令和元年(2019年)の国民生活基礎調査によると、我が国の子ども(17歳以下)の貧困率は13.5%となっています。「子どもの貧困対策法*」の施行から5年が経過し、令和元年(2019年)6月に一部が改正され、同年11月には、法改正を踏まえて新たな「子供の貧困対策に関する大綱」がまとめられました。この大綱を踏まえて、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援に向けて、教育支援、生活困窮への支援、ひとり親等の就労支援、経済的支援などに取り組んでいます。

(4)児童虐待

平成12年(2000年)に「児童虐待防止法*」が施行され、問題に対する社会的な関心が高まったこともあいまって、全国で相談対応件数は増加しています。また、法施行後、対策が強化されているにもかかわらず、全国的に、虐待により子どもの命が奪われることも少なくないのが現状です。このため、平成28年(2016年)の「児童福祉法」等の改正により、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、及び自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、子育て世代包括支援センター(法律上の名称は「母子健康包括支援センター」)の設置、市町村及び児童相談所の体制強化等の措置が講じられました。さらに、市区町村に、子どもとその家庭や妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務まで行う機能を担う拠点(子ども家庭総合支援拠点)を整備することとされました。

(5) ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、様々な家庭事情から、18歳未満の子どもが、一般に本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている場合があります。令和2年度(2020年度)に国(厚生労働省、文部科学省)が実施した実態調査では、中学生(2年生)の5.7%(約17人に1人)、高校生(2年生)の4.1%(約24人に1人)が、「世話をしている家族がいる」と回答しており、1学級(40人)につき、1~2人のヤングケアラーがいる可能性があることが示されました。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が生じることがありますが、家庭内のデリケートな問題に関わるものであること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあることなどの理由から表面化しにくい状況があります。このため、国において、実態把握、相談窓口の整備やヤングケアラーのいる家庭への家事・子育て支援など、施策の検討が行われています。

子どもの人権を守るためには、複雑多様化する子どもが抱える問題の背景をしっかりと捉え、子ど

もを一人の人間として尊重し、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。行政 はもとより、地域・事業者・人権関係団体など様々な社会の担い手が、未来を担う子どもたちの人権 を尊重し、育んでいくことが、引き続き求められています。

取組状況

横浜市では、令和2年(2020年)3月に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画(第2期)」において、「未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち『よこはま』の実現」を目指すべき姿とし、幅広く横浜市の子ども・青少年のための施策を推進しています。学校教育においては、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、子どもの発達段階に応じた全教育活動を通じ、「人権尊重の精神を基盤とする教育(人権教育)」を推進します。

いじめの問題に対しては、「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、横浜市は、同年 12 月、「横浜市いじめ防止基本方針」(平成 29 年 (2017 年) 10 月に改定) * を定め、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現に向け、市全体で取り組んでいます。

ひきこもり状態にある若者(15~39歳)については、横浜市内に約15,000人いると推定されています(平成29年度(2017年度)「横浜市子ども・若者実態調査」)。横浜市では、青少年相談センター(1か所)を中心に、地域ユースプラザ(4か所)、若者サポートステーション(3か所)が連携し、若者の自立に向けた相談支援、就労支援を行っています。引き続き、情報提供や広報啓発により、困難を抱える若者に対する理解の促進に取り組みます。

子どもの貧困については、子どもの生まれ育った環境による生活や進学機会の格差などにより、将来の選択肢が狭まり、貧困が連鎖することを防ぐため、実効性の高い施策を展開し、支援が確実に届く仕組みをつくることを目的として、令和3年(2021年)●月に「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を策定し、子どもの貧困対策を推進しています。

児童虐待については、横浜市では、平成26年(2014年)に「横浜市子供を虐待から守る条例」を制定しました。今後も、児童虐待防止のための支援策の充実、関係機関との一層の連携強化、人材育成、広報・啓発、地域における児童虐待防止のためのネットワークづくりなどを推進し、児童虐待の未然防止から再発防止に至るまでの適切な支援に取り組みます。また、令和3年度(2021年度)に、10区の福祉保健センターに、子どもの権利条約の理念を具現化するための「こどもの権利擁護担当」を中核とする「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、従前の「子育て世代包括支援センター」の機能と一体化して、総合的な支援を進めていきます。

教育、ひきこもり、貧困、虐待など、こどもに関わる施策を担うすべての部署が、「子どもの権利条約」の理念を共有し、これを踏まえて、各々の専門性を活かして施策に取り組むとともに、関係部署間で情報共有と緊密な連携をとることで、総合的な取組を進めていきます。

施策の方向性

社会全体が一体となって未来を担う子どもたちの人権を尊重し、子どもの育成、児童虐待やいじめなどの防止、家庭や地域活動における啓発活動や青少年の健全育成のための施策を推進します。

	・全児童生徒を対象にした「無記名アンケート」及び全教職員を対象とし
	たアンケートによる実態把握
調査・実態把握	・子どもの貧困の実態把握のための市民アンケート、支援者等ヒアリング
	の実施
	・児童相談所による児童虐待の現状把握
	・子どもの人格と権利を尊重する社会意識の醸成
研修・教育・啓発の推進	・子どもの自尊感情を高め、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうと
	する意識・態度・意欲を育成する学校教育の推進
	・子どもの視点に立った相談・指導等の対応
	・関係機関による若者自立支援にかかる支援体制の充実
	・経済的に困窮している家庭の子どもなどに対して、貧困の連鎖を生まな
相談支援の充実	いための学びや育ちの支援
	・子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、
	その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保
	障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境整備
	・「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく、未然防止から早期発見・早
多様な主体との協働	期対応、再発防止に至る総合的な児童虐待防止施策の推進
	・相談機関・窓口や関係機関間のネットワークの構築

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「子ども(児童)の権利委員会による最終見解」(2019年3月5日)の主な内容について

- ・嫡出子ではない子の非嫡出性に関する戸籍法の差別的規定(特に出生届に関するもの)が部分的に維持されている ことや、周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていることを懸念する。
- ・学校における体罰が法律によって禁止されていることに留意するが、学校における体罰の禁止は、効果的に実施されていないことや、家庭及び代替的監護環境における体罰は、法律によって完全に禁止されていないことを懸念する。また、民法及び児童虐待防止法は、特に、適切なしつけの行使を許容し、体罰の許容性を明確にしていないことも懸念する。
- ・児童に対する暴力、性的虐待及び搾取が高い水準で発生していることを懸念している。あらゆる形態の暴力の撲滅を優先し、虐待及び性的搾取の被害児童のための、児童にとって利用しやすい通報、申立て及び照会メカニズムの 設置を進める等を勧告する。

3 高齢者

現状と課題

我が国では、平均寿命の伸びや出生率の低下等を背景として、少子高齢化が進行しており、人口の 4人に1人が 65 歳以上となっています。人口が増加傾向で推移している横浜市においても高齢化が 進んでおり、令和2年(2020年)には高齢者(65歳以上)は92万人で高齢化率(総人口に対する高齢者 の比率)は24.6 %となっています。令和7年(2025年)に団塊の世代が75歳以上となり、また令和 22年(2040年)には33.2%になり、「3人に1人が高齢者」となる見込みとなっています。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、家族等による財産の無断処分等の経済的虐待、 振り込め詐欺等の犯罪が社会問題となっています。

国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいを持って過ごすことができる社会を目指した「高齢社会対策基本法」、「高齢者虐待防止法」などに基づき、施策が進められています。高齢者一人ひとりが生き生きと暮らせる社会を目指して、高齢者について理解を深めるとともに、環境づくりを進めることが求められています。

また、平成30年(2018年)に、「ユニバーサル社会実現推進法」が施行され、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に向けて、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策に取り組んでいます。

取組状況

横浜市では、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成12年(2000年)3月策定)」と、令和元年6月に国がまとめた認知症施策推進大綱に基づいて、横浜市が独自に策定した「認知症施策推進計画(令和3年(2021年)3月策定)」の3つの計画を合わせて「よこはま地域包括ケア計画」として位置付け、現在、第8期計画(令和3年度(2021年度)~5年度(2023年度))を推進しています。

この計画により、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年に向けた横浜型地域包括ケアシステムの構築を引き続き進めるとともに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となり、高齢者数がピークを迎える 2040 年に向けて、効率的・効果的な高齢者施策を推進しています。

また、地域で支え合いながら、介護・医療が必要になっても安心して生活でき、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる社会を目指すとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の人権を尊重した施策の充実を図っています。

「高齢者虐待防止法」**(平成17年(2005年))に則した虐待の未然防止、早期発見・対応、介護者への支援や、認知症**高齢者が安心して暮らせるまちづくり、事業者をはじめとする介護従事者の人

権意識の向上などに積極的に取り組んでいます。

また、市民の意思決定支援事業として市民が自分らしい生き方を自ら選択し、大切な人と共有する きっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを作成し書き方講座を開催していま す。

あわせて、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における市民の自主的な福祉活動や支えあい活動などへの支援を推進しています。

施策の方向性

高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の 人権を尊重した施策を推進します。

調査・実態把握	・横浜市高齢者実態調査の実施	
研修・教育・啓発の推進	・高齢者の尊厳を大切にする社会意識の醸成	
	・高齢者への理解を深める研修・教育の推進	
	・高齢者が安心・安全に暮らすためのバリアフリー* 化の推進やユニバー	
	サルデザイン* の普及啓発	
	・認知症についての幅広い世代への啓発	
	・自分らしい生き方を選択できるためのエンディングノートの啓発	
	・高齢者虐待の未然防止、早期発見・対応、介護者への支援	
相談支援の充実	・高齢者の孤立を防ぐための地域の中の支え合い・見守りの仕組みづくり	
	や成年後見の推進	
多様な主体との協働	・高齢者が自分らしく活動し、社会参加できる環境づくり	
	・認知症についての正しい理解と、認知症になっても地域で安心して暮ら	
	せる支援体制づくり	

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「社会権規約委員会による最終見解」(2013年5月17日)の主な内容について

- ・特に無年金又は低年金の高齢者の間での貧困の発生に懸念を表明する。委員会は特に、貧困が主にその年金が 適格な基準を満たしていない高齢女性に影響を及ぼしていること、及びスティグマ*が高齢者に公的な福祉的 給付の申請を思いとどまらせていることに懸念を表明する。
- ・国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法 律により導入された変化によっても多くの高齢者が年金を得られないままとなってしまうことに懸念を表明す る。

4 障害児・障害者

現状と課題

国連が昭和56年(1981年)を「国際障害者年」と決議したことを契機に、「障害者の完全参加と平等」の理念のもと、障害のある人に対する社会の取組は大きく前進しました。日本では、平成5年(1993年)に施行された「障害者基本法」* において、全ての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることが基本理念としてうたわれています。

平成18年(2006年)12月には、国連総会において「障害者権利条約」(以下「条約」という。)が採択され、日本も平成19年(2007年)9月に署名しました。条約の批准へ向け、平成23年(2011年)6月には「障害者虐待防止法」*が、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立するなど、福祉・医療だけでなく国内の様々な法律が整備されました。さらに、平成25年(2013年)6月には、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を行政機関・民間事業者の法的義務とし、合理的配慮*の実施を行政機関の法的義務、民間事業者の努力義務とすることを盛り込んだ「障害者差別解消法」が制定されました。平成26年(2014年)1月には条約を批准し、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

しかし、平成28年(2016年)7月に発生した「津久井やまゆり園」での事件をはじめ、障害者施設の建設に際して地域との間で紛争が生じるという、いわゆる施設コンフリクト*など、障害者の生命や生活が脅かされる出来事が依然として起きており、障害への理解が十分ではないのが現状です。

令和2年(2020年)に、横浜市が障害のある市民を対象として行ったアンケートの中で、日常の困りごととして、障害の種別によっては5割前後の人が「周囲の理解が足りない」と答えています。また、外出時の困りごととして「人の目が気にかかる」、「いじめや意地悪がこわい」などの項目が上位となっています。さらに、精神障害者家族からは、周囲の理解不足により、障害のある本人が地域で安心して暮らせない状態にある、などの声も届いています。新型コロナウイルス感染症が拡大する中では、「聴覚障害があると、コミュニケーションをとるとき、口の動きや表情の変化からも言葉を読み取るので、マスクで隠されていると難しい」といった声も出されています。

このことは、周囲の理解が足りないことにより、障害のある人が、今なお多くの生きづらさを強い られていることを物語っており、障害者への差別の解消に向けて一層の取組が必要となっています。

また、障害児については、差別のない環境の中で健やかに成長・発達していけるよう、乳幼児期、学齢期を支える地域療育センターや保育所、幼稚園、学校その他関係機関が連携して、適切な療育や保育、教育を受ける機会を確保するなど、障害児とその家族への支援が必要です。

「障害者差別解消法」は、施行から3年が経過した後に所要の見直しを行う旨が規定されており、 令和3年(2021年)5月に改正されました。主な改正内容は、事業者に対し社会的障壁の除去の実施 について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化を講ずることとされており、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図ることとしています。

なお、障害者雇用については平成25年(2013年)、令和3年(2021年)に法定雇用率* が引き上げられ、「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

取組状況

横浜市では、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画である「横浜市障害者プラン」に基づいて様々な施策・事業を行い、現在「第4期」(令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度))として施策を推進しています。

このプランは、「障害者基本法」に基づく「障害者計画」と、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」、そして「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の三つの性質を持つ計画です。

「第4期横浜市障害者プラン」では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちョコハマを目指す」ことを基本目標に掲げ、障害福祉施策を着実に進めています。

また、横浜市では障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進をすることや、関係行政機関相互の連絡 調整を要する事項を調査審議することを目的とした「横浜市障害者施策推進協議会」を設置し、今後 の障害福祉施策の取組を検討しています。

「障害者差別解消法」の施行に伴い、平成28年(2016年)2月に策定した「障害者差別解消の推進に関する取組指針」に基づき、職員対応要領を策定し、職員研修や市民啓発活動などに取り組むと共に、副市長をトップに構成する庁内推進会議を組織し、横浜市の取組の推進状況の確認及び見直しについて協議しています。とくに、手話通訳・要約筆記、点字、わかりやすい表現等により、聴覚障害、視覚障害、知的障害のある方等への情報保障に力を入れています。

また、障害当事者やその家族、事業所の代表、弁護士、学識経験者等から組織する「障害者差別解消支援地域協議会」では、相談事例の共有や障害者差別解消に関する現状や課題について、様々な視点から協議し、障害者差別解消の一層の推進に向けて取り組んでいます。さらに、「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」を制定し、障害者差別事案の解決に向けたあっせんの仕組みを構築し、相談および紛争防止等にも取り組んでいます。

障害の原因は様々ですが、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」、つまり「『障害』は、『障害のある人』にあるのではなく、『社会』の側にこそある」という「社会モデル」の視点を持つことが必要です。市民、事業者、団体、行政など社会全体による取組を進める中で、障害者の生命や人としての尊厳を守るとともに、障害者の権利を擁護する施策を一層進めていきます。

施策の方向性

「障害」を社会の側の課題として捉える視点を持ち、障害者の権利を擁護する施策を推進します。

調査・実態把握	・障害者プラン策定にかかる当事者アンケート等の実施	
	・障害者差別に関する相談事例の把握	
	・障害者が安心・安全に暮らすためのバリアフリー化の推進やユニバーサ	
	ルデザインの普及啓発	
	・個々の障害特性に応じた、地域社会等での障害理解の促進	
研修・教育・啓発の推進	○ 地域の福祉保健活動への参加	
	○ 防災訓練への参加	
	○ 教育、医療、交通、行政各機関等への啓発	
	・障害のある人と障害のない人との交流を通した相互理解の促進	
相談支援の充実	・ 合理的配慮の実施の推進	
	・障害者虐待の未然防止、早期発見・対応・支援	
	・コミュニケーションの促進を目的とした、障害特性に応じた適切な配慮	
	(点字、音声での案内、手話通訳、要約筆記等)の実施	
多様な主体との協働	・様々な分野における政策形成プロセスへの障害当事者の参画	
	・就労をはじめとする社会参加の促進	

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「社会権規約委員会による最終見解」(2013年5月17日)の主な内容について

- ・雇用に関する締約国の法制度が障害に基づく差別からの完全な保護を与えていないことに懸念をもって留意する。
- ・必要とされる場合の職場における合理的配慮の提供に係る法的義務がないことに懸念を表明する。
- ・職場へのアクセスのしやすさの改善を目的とした措置などの様々な措置は講じられているものの、標準以下の状態にある保護雇用状況への配置を含む、障害者の雇用における事実上の差別に懸念をもって留意する。

「自由権規約委員会による最終見解」(2014年7月24日)の主な内容について

・多くの精神障害者が、非常に広範な条件で、また権利侵害に異議を申し立てるための実効的な救済措置なく、非 自発的入院の対象となっていること、また、代替となるサービスがないために入院が不必要に延長されるとの報 告があることを懸念する。

5 部落差別(同和問題)

現状と課題

同和問題(部落差別)は、特定の地域(「同和地区」又は「被差別部落」ともいう。)での出生等、 その地域の出身であることなどを理由として続いている差別問題です。

日本社会の歴史のなかで形成され、近代以降も「家柄」や「生まれ」を重く見る価値観とともに、特定の地域に関して、日常生活・就職・結婚等に関わって差別が続いてきました。

このため、「近代社会の原理として 何人 にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」(昭和 40 年 (1965 年)「同和対策審議会答申」

*)という認識のもと、昭和 44 年 (1969 年) 以降、「同和対策に関する特別措置法」 * に基づき国を挙げて様々な取組が行われました。

その結果、同和地区(被差別部落)の生活環境はおおむね改善されましたが、教育、就労などの生活課題をはじめ、同和地区(被差別部落)出身者であることなどを理由とする差別は、今なお残っています。「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得や、同和地区(被差別部落)への偏見に根ざしたインターネットや SNS などにおける差別的書込みや地区の特定など、同和地区(被差別部落)出身者を苦しめている現実があります。

平成28年(2016年)12月には、「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、現在もなお 部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていること を踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識が示されています。

また、同法に基づき、地方公共団体などが把握する差別事例や一般国民に対する意識調査などについて、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)にかけて国が実施した調査では、正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識は依然として残っているということなどが部落差別の実態としてあげられています。

また、令和2年度(2020年度)に行った横浜市の「人権に関する市民意識調査」では、同和地区出身者との結婚について自分が同和地区出身者と結婚しようとしたとき、親などから強い反対を受けたらどうするかと尋ねた設問では、「自分の意志を貫いて結婚する」と答えた人は20.4%でした。「親などを説得し、自分の意志を貫いて結婚する」と答えた人は37.0%となり、この2つを合わせるといずれにせよ「結婚する」と答えた人は57.4%でした。一方、「家族などの反対があれば結婚しない」と「絶対に結婚しない」と答えた人を合わせると14.2%で、今も1割を超える人が結婚しないという結果となりました。また、今回調査で新たに設けた「わからない」と答えた人は27.5%でした。依然として、結婚に関して根強い差別意識があることがうかがえます。

人を生まれた地域や住んでいる地域で判断し、差別するという行為は、許されることではありません。そうした考え方や価値観を克服していくことは、社会全体の問題であると同時に、一人ひとりの

問題です。

取組状況

同和対策については特別措置法に基づく取組の結果、同和地区(被差別部落)の生活環境はおおむ ね改善されたことから、平成 14 年 (2002 年) に特別措置法に基づく事業を終了しました。それから は「人権教育・啓発推進法」(平成 12 年 (2000 年)) により、啓発を中心とした取組が行われていま す。また、「部落差別解消推進法」では、地方公共団体の責務として、地域の実情に応じた施策を講じ ることや相談体制の充実、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発などを行うことが定められ ています。

横浜市では昭和49年(1974年)に同和対策事業を開始しました。平成15年(2003年)には、「横 浜市同和対策事業に対する基本的考え方(方針)」(昭和52年(1977年))の見直しを行い、残された 課題解決に向けて最近のインターネット上の新たな差別事件など同和問題をめぐる状況等の変化に留 意し、一般施策を有効に活用しながら取組を進めています。

引き続き、行政による研修・啓発や学校における人権教育をはじめ、市民・地域・事業所・団体などが同和問題解決の意義を認識し、取り組んでいく必要があります。

施策の方向性

部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識を深め、偏見と差別意識の解消のための施策を推 進します。

調査・実態把握	人権に関する市民意識調査の実施		
	・国、県が実施するインターネット上の差別の実態調査結果等による把握		
研修・教育・啓発の推進	・身元調べ等の現状を踏まえた同和問題についての職員や教職員に対する		
	研修•啓発		
	・人権教育における同和問題への取組		
	・「広報よこはま」などを通じた幅広い世代への啓発		
相談支援の充実	・本人通知制度※ による本人の権利利益保護及び住民票等の不正取得抑止		
	・関係団体による生活相談支援		
多様な主体との協働	・行政・市民・地域・事業所・団体などの連携による啓発取組		
	・地域住民との交流		

〜国連組織による最終見解の主な内容について〜

「人種差別撤廃委員会による総括所見」(2018年8月30日)の主な内容について

- ・部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が同法及びその他においても存在しないことを遺憾に思う。委員会は雇用、住居、婚姻における部落差別が継続していることを懸念する。また、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていることを懸念する。
- ・委員会は締約国に、部落民の明確な定義を定めること、雇用、住居及び婚姻における部落の人々に対する差別の 撤廃に努力すること、部落民の戸籍情報の秘密が守られ、戸籍登録情報の乱用に関する事案が捜査、起訴され、 加害者が制裁を科されることを確保することなどを勧告する。

6 外国人

現状と課題

横浜市の外国人住民数は、令和3年(2021年)3月末現在、約10万人で、市民の約35人に1人が外国人となっており、出身地も約160の国・地域と多様化しています。外国人が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービス等の多言語化を進める一方で、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要です。

また、就労・留学・結婚などのために来日し、生活の基盤を日本の社会に置いた外国人が増加したことに伴い、育児・教育、福祉・医療など生活全般にわたる相談が増加しています。その中でも、特に、DV、離婚、生活困窮などの深刻な相談が増加傾向にあり、きめ細かな取組が求められています。加えて、企業による外国人雇用が増加する中で、最低賃金を下回る違法な低賃金や、「労働基準法」に反する不法な就労環境などの労働に関する問題もあります。

さらに、日本国籍であっても父母のいずれかが外国籍であるなど、外国につながる人々は、家庭内の言葉や生活習慣の面で日本の暮らしになじみが薄いなど、生活上の困難さを抱えている場合もあるほか、名前や外見などを理由にからかわれたり、じろじろ見られたりするなどの差別や誹謗中傷にさらされます。このため、外国人と同様のきめ細かな取組や、差別の解消・防止に向けた取組が必要です。

近年、特定の民族や国籍の人々への排斥を扇動する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチ*として社会的問題となっており、平成26年(2014年)12月には、人種や国籍で差別するヘイトスピーチの違法性を認めた判決*が最高裁で確定しました。こうした状況の中、平成28年(2016年)6月に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、本邦外出身者又はその子孫に対する不当な差別的言動のない社会の実現を目指すため、その解消に向けた取組を推進していくことが定められました。同法の理念に基づき取組が進められていますが、依然としてヘイトスピーチが各地で行われています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連し、外国にルーツを持つ人々に対する誹謗中傷や差別が発生しています。

平成31年(2019年)4月に改正「出入国管理法」が施行され、市内の外国人人口の一層の増加が 見込まれることから、文化、宗教、生活習慣等における多様性に対して理解を深め、これを尊重し、 偏見や差別のない環境づくりが必要です。

取組状況

横浜市では、地域の外国人支援・国際交流の拠点となる国際交流ラウンジの整備、行政窓口や学 校等への通訳ボランティアの派遣、多言語による生活情報の提供など様々な取組を進めています。

また、市民、企業等に対する啓発施策を充実することによって、市民の人権意識の高揚を図り、今なお根強く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別意識をはじめ、社会の様々な所で生じている

外国人や外国につながる人々に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進や共に歩むま ちづくりに努めます。

なお、ヘイトスピーチに関しては、公会堂などの市民利用施設の使用許可にあたって、条例や規則に基づいて、ヘイトスピーチなどの差別的言動が行われる恐れがあり、施設に混乱が生じる可能性が高いと判断される場合は、使用の不許可又は取消を行うこととするなど、未然防止を徹底しています。不当な差別的言動であるヘイトスピーチは重大な人権侵害であり、あってはならないことです。神奈川県警察など関係機関とも連携し、一つ一つの事案に丁寧かつ的確に対応していくとともに、あらゆる機会を捉えて「差別は絶対に許さない」という姿勢を発信していきます。

また、令和元年(2019年)に実施した横浜市外国人意識調査では、今の自分の暮らしに満足と回答した人が6割以上、地域活動への参加意向を有する人が7割以上となる一方、日本語の不自由さを困りごととして回答した人が3割で、そのうち日本語の学習意欲を有する人は9割に上るという結果でした。

今後も、多言語での情報提供・相談対応の充実、日本語学習支援等の在住外国人の生活支援や自立と社会参画を推進していきます。

施策の方向性

民族や国籍、文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会に向けて施策を推進します。

調査・実態把握	・外国人意識調査の実施		
延修・舞李・改彦の批准	・外国人児童生徒等への教育支援		
研修・教育・啓発の推進	・多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進		
	・多言語による広報と情報提供の推進		
相談支援の充実	・日本語学習支援		
	・相互理解促進のための取組		
	・法律・医療・福祉等専門分野におけるサポート体制の整備		
多様な主体との協働	・外国人の日常生活をサポートする相談機関の充実及び相談機関に関する		
	情報の収集・提供		

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「人種差別撤廃委員会による総括所見」(2018年8月30日)の主な内容について

- ・2016年6月に施行されたヘイトスピーチ解消法を含む、ヘイトスピーチに対処するために締結国がとった措置に ついて歓迎する。
- ・同法成立後においても、在日韓国人・朝鮮人といった民族的マイノリティー集団に対するヘイトスピーチなどが 引き続き行われていること、インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピ ーチ及び差別的発言が継続していること等を、引き続き懸念する。

7 感染症・疾病

現状と課題

HIV*、ハンセン病 といった感染症や難病、精神疾患、アルコールなどに対する依存症*などについての正しい知識と理解が、市民の間で十分に普及しているとはいえません。このため、これらの疾病にかかっている人の中には、周囲の人々の知識や理解の不十分さなどに起因する偏見や差別によって、家族も含めて社会生活の中で苦しんでいる人が少なくありません。周囲の偏見の目を恐れ、自らの感染症・疾病などについてカミングアウトできず、生きづらさを抱えている人もいます。

例えば、ハンセン病は病原性の弱い「らい菌」による感染症であり、現在では適切な治療で完治することができるにも関わらず、過去には恐ろしい病気と誤解され、患者を強制隔離する政策が行われました。平成15年(2003年)には、ホテルがハンセン病の元患者の宿泊を拒否する事件が起きるなど、現在もなお存在する偏見や差別意識が当事者を苦しめています。このような偏見や差別の解消を推進するために、平成20年(2008年)6月に「ハンセン病問題基本法」が制定されました。また、本人だけでなく、例えばハンセン病の患者・元患者の家族についても、令和元年(2019年)11月に同法が一部改正され、「ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」とされています。

最近では、新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、インターネットや SNS 等での患者や家族、医療従事者等に対する差別的な書き込みなど、「コロナ差別」、「コロナいじめ」などと呼ばれる様々な人権問題が発生しました。横浜市の「人権に関する市民意識調査(令和2年度(2020年度)実施)」においても、関心のある人権課題で「感染症・疾病の患者等の人権」が前回調査よりも約25ポイント増加したほか、人権上問題あることとして、「患者や感染者、その家族等が差別的な発言や行為を受けること」が最も多く挙げられました。また、新型コロナウイルス感染症等の患者等の人権を守るために必要なこととしては「市民一人ひとりが新型コロナウイルス感染症等に関する正しい知識を身につけること」が最も多い結果となりました。

なお、令和3年(2021年)2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応し、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。

様々な感染症や疾病は、人びとの間に患者や回復者、その家族に対する偏見や差別を生じさせてしまう恐れがあります。感染症・疾病の患者等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現する取組と併せて、正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を解消するための取組を続けていくことが重要です。

取組状況

横浜市では、市民が、安心して適切な医療が受けられるよう保健・医療施策の充実を図るとともに、 保健・医療従事者の研修等に取り組みます。また、人間としての尊厳を傷つけられることなく暮らせ るよう、市民の理解の促進と互いに支え合う社会づくりを進めます。

さらに、予防のための知識とともに、疾病に関する正しい知識の普及啓発の取組に努めます。

患者等の人権を尊重する医療を進めるためには、医療従事者と患者等の双方が話し合いを十分に行い、信頼関係に基づいた医療サービスの提供が必要です。また、患者等の知る権利を尊重するとともに、医療機関によるインフォームド・コンセント**が的確に行われ自己決定権が尊重されることも重要です。横浜市立病院では、いわゆる病院医療憲章において、病院を利用される市民の皆様が、質の高い医療サービスを安心して安全に受けることが出来るよう、患者の人権を尊重し、インフォームド・コンセントを的確に行うことを明示しています。

また、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する人権侵害に対しては、差別や偏見、心ない言動をなくし、正しい知識に基づいた冷静な対応や相手の立場を理解し思いやる行動、患者等の人権への配慮を様々な媒体を通じて呼びかけ、あらゆる機会を捉えて啓発しています。

施策の方向性

市民が安心して適切な医療を受けることができ、また、感染症・疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会に向けて施策を推進します。

調査・実態把握	・横浜市民の医療に関する意識調査の実施	
	・市民・マスコミ等に対して啓発するための市職員に対する正しい知識の	
研修・教育・啓発の推進	普及	
	・インフォームド・コンセントの必要性についての医療従事者に対する啓発	
	・医療従事者等における患者の立場に立った対応	
相談支援の充実	・HIVや新型インフルエンザ等の感染症や疾病に対する正しい理解の上に	
	立った対応	
多様な主体との協働	・相談機関や医療機関などとの連携・協力	

8 職業差別

現状と課題

私たちの社会は、分業化された様々な職業から成り立つことによって日常生活が維持されています。 それらは相互に関連し、補完しあって、活力ある社会を生み出しています。

しかしながら、社会生活の中で、無意識のうちに序列意識などの価値観が刷り込まれる、それぞれ の職業の意義を正しく理解せず、それに従事している人を低く見たり、忌避したりすることがありま す。

中でも、血や死に触れることを「穢れ」と考える意識や、仏教における殺生戒などに根ざした生き物を殺すことへのマイナスイメージは連綿と受け継がれているとともに、動物を可愛がることのみを良しとする一面的な考え方は、家庭や学校、そして社会の中で何ら疑問を持たれることもなく人々の意識の中に刷り込まれてきました。

また、あらゆる動物が、それぞれの特性によって他の生き物を利用して生きているように、人もまた、動物をペットとして、また物資の運搬や人の介助などの労働力として、そして食料・鞄靴や装飾品・楽器等として、様々に利用しています。

動物を殺して利用することも、人が生きていく上でごく自然な行為の一つなのです。また、利用する以外にも人の生活の安全を守るため、駆除する方法として、殺すこともあります。

そうした人と動物の多様な関係があるにもかかわらず、殺すことを「かわいそう」なことをする行為と思うこと等により、私たちの食生活に必要な食肉を生産すると畜業務や、動物の保護・管理のために行う犬や猫の収容業務に従事している人やその家族が、いわれのない差別的な言動に傷つけられています。

動物の死の方に着目することで、傷つく人がいることに気づかずにいるのではないのか、自分の問題として考えることが必要です。また、人は誰も死を迎えます。それにもかかわらず、死を忌避する気持ちから斎場や墓地に関わる業務に対して向けられる負の感情についても、従事する人々を傷つけているのです。

また、最近の新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中で、医療従事者、エッセンシャルワーカー*やその家族などに対して、様々な心ない言動や、根拠のない情報に基づく偏見や差別が起きています。その多くは日常の中で無自覚になされています。

同じ社会にあって、それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、いきいきと生活できることが当たり前の社会であることを、市民一人ひとりが心に刻み、それを阻害する偏見や差別の克服に取り組むことが大切です。

取組状況

横浜市は、差別を解消する社会的な責務を持つ職員や教職員が、人権問題を自身の意識や価値観に 関わる問題として捉え、差別の解消に向けて主体的に取り組んでいくよう、研修の強化に取り組んで います。

学校教育においても、子どもたちが家族の職業やその他のあらゆる職業に対して偏見のない職業観が培えるよう人権教育の工夫と充実に努めています。

また、市民等に対しても職業差別について理解を深められるよう啓発に努めています。

施策の方向性

それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、いきいきと働き、生活できるよう施策を推進します。

調査・実態把握	・人権に関する市民意識調査の実施		
	・人と動物との関係について自分自身の思いを点検し、問い直す、職員・教職		
研修・教育・啓発の推進	員への研修・啓発		
	・市民への広報・啓発の推進		
	・学校教育における人間と生き物の関係を正しく捉えた学習の取組		
相談支援の充実	・自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組(エンパワメント)		
	への支援		
多様な主体との協働	・関連機関からの情報やノウハウの提供などの連携・協力		

9 ホームレス

現状と課題

国が毎年1月に行っているホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)で、令和3年(2021年)の調査では横浜市内で約400人のホームレスが確認されています。また、不安定な就労などによりホームレスになるおそれのある人々も多いと考えられています。

平成28年(2016年)10月に実施した全国調査では、ホームレスを対象に聞き取り調査を実施しました。この調査では、ホームレスになる以前は働いていた人が多く、ホームレスとなるに至った事情として、企業の倒産や解雇、自身の病気や人間関係等の理由で仕事を失ったことや、家庭の事情など様々な結果がでています。

ホームレスの数は大幅に減少しているものの、その背後には、様々な居住の不安定を抱える人々が存在し、何らか屋根のある場所と、路上を行き来している状況が確認されています。ホームレスの自立支援を推進するためには、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かな支援を行う必要があります。

また、ホームレスへの襲撃事件や嫌がらせ、暴行事件などが、いまだに発生しています。私たちは、その背景にあると思われる、ホームレスに対する偏見や、排除しようという意識をなくすとともに、この問題を個人の責任だけに帰するのではなく、市民・事業者・学校・地域など社会全体の課題として捉え、解決していかなくてはなりません。

取組状況

国は、平成14年(2002年)に「ホームレス自立支援法」を制定し、国及び地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

横浜市では「ホームレス自立支援法」に基づき、平成 16 年 (2004 年) に「第1期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、国や県などとともにホームレスの自立の支援に取り組んでいます。現在の「第4期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(平成 31年度 (2019年度) ~35年度 (2023年度))では、横浜市におけるホームレスの実態に応じた施策を計画的かつ効果的に実施するとともに、自立支援施策の更なる推進を目的として、基本的な施策の方向性を明示しています。

今後もホームレスの基本的人権を尊重し、路上生活からの脱却を支援するとともに、市民の理解 を深めるなど、総合的な施策を推進します。

施策の方向性

ホームレスの基本的人権を尊重し、路上生活からの脱却を支援するとともに、市民の理解を深めるなど、総合的な施策を推進します。

調査・実態把握	・市内各所での巡回相談時の状況把握	
調宜・夫思仁佐 	・ホームレスの実態に関する全国調査の実施	
研修・教育・啓発の推進	・「広報よこはま」や人権研修などによる啓発	
柳修・教育・召先の推進	・学校における生命尊重を基本とした人権教育の推進	
	・各区役所窓口・自立支援施設・巡回相談等、様々な場面における、本人の	
相談支援の充実	意向を尊重し、その人権の擁護を第一にした支援	
夕学な子はしの切倒	・「第4期 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づい	
多様な主体との協働	た、関係機関等や民間団体との連携によるホームレス自立支援施策の推進	

10 性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)

現状と課題

性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)とは、様々な性のあり方の中で、少数の立場にある人のことを言います。性的指向について少数であるレズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、性自認について少数であるトランスジェンダー(身体の性に違和感をもつ人)の頭文字をとってLGBT**と言われることもあります。

「性的指向」

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうかを示す概念。自分がどのような性別を好きになるかということ。

「性自認」

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。

LGBTの4つの類型にあてはまらない人たちもたくさんいます。そこで、誰にでも性的指向・性自認があり、性のあり方は多様であることを示す言葉としてSOGI*(「ソギ」または「ソジ」)が使われています。

性的少数者の割合は5~8パーセントであるといわれ、学校や職場の仲間として、あるいは家族として、身近に存在しています。しかし、差別や偏見を恐れて、周囲に伝えられない(カミングアウトしていない)人も多く、その存在が可視化されていないのが実情です。地域・事業所はもとより、学校などにおいても、これらの人々に対する理解を深めていく取組が求められます。

令和2年(2020年)6月の「労働施策総合推進法」の改正において、相手の性的指向、性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワー・ハラスメントに該当すると考えられる例として明記されました。このように性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められるなど、性の多様性については、近年、社会の関心が高まってきています。こうした動きをさらに加速させていくことが求められます。

(1) 同性愛について

同性愛の人たちは、時代や社会集団を問わず、常に一定の割合で存在します。

世界保健機関(WHO)は、平成4年(1992年)、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」という見解を発表しました。

しかし、現状は、性別を男性と女性の2つに分類し、異性を性愛の対象とすることが当たり前という意識が強く、性的指向が本人の意思によって選択できるという誤解も多い中、違う性のあり方を持つ性的少数者への理解はまだ不十分です。性的指向が異性以外へ向かう人、いずれにも向かわない人など、まだ周囲の理解が不足しているため、様々な場面でそうした人々が苦しんでいるという実態が

あります。異性愛(性的指向の対象が異性)が「普通」「正常」という意識は、社会の中に根強くあり、 同性愛は偏見やからかいの対象として扱われがちです。

このため、多くの同性愛者は、ありのままの自分を隠し、異性愛者を装って生きざるを得ない現実 があります。同性愛について正しく理解し、偏見を解消していくことが必要です。

(2)「トランスジェンダー」と「性同一性障害」について

トランスジェンダーとは、「身体の性」と「心の性」が一致していないため「身体の性」に違和感を 持つことや、「心の性」と一致する性別で生きたいと望む人のことを言います。

性同一性障害とは、トランスジェンダーのうち、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な診断名です。トランスジェンダーの全員が性同一性障害の診断を受けていたり、または希望していたりするわけではありません。

日本では平成 16 年 (2004 年) に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、条件付きではあるものの戸籍上の性別の変更が可能になりました。しかしながら、その条件が厳格であるため、戸籍上の性別は変更しないまま、心の性に合致した性別で生活する人もいます。

なお、日本精神神経学会は平成 26 年 (2014 年) に、性同一性障害を「性別違和」に名称変更するよう呼びかけました。また、令和元年 (2019 年) 5 月に世界保健機関 (WHO) が承認し、2022 年 1 月から適用予定の「国際疾病分類・改訂版第 11 版」 (ICD-11) では、性同一性障害が「精神障害」の分類から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「性別不合 (仮訳)」として、「病気」や「障害」ではない状態として位置づけられています。

トランスジェンダーの人たちは、幼少期から自分の性別に対する違和感を持ちながら、その理由が分からず、強い孤独感や絶望感に陥りがちです。さらに、「身体と心の性が異なることはない」という誤解や偏見による差別を恐れて、周囲に悩みを打ち明けられず、抱え込んでいる人が多い現状があります。そのため、広く社会が認識を深めることが求められます。

取組状況

横浜市では、性的少数者の人々に対する差別や偏見、暮らしの中での困難などを解消するため、さまざまな支援事業を進めています。

平成16年(2004年)から、印鑑登録証明書をはじめ、法令上、男女の別を記載することが義務づけられていない各種申請書類等については性別記載欄を削除する等の取組を進めてきました。

また、平成 27 年度(2015 年度)からは、性的少数者の支援に携わっている臨床心理士が悩みを聞く個別専門相談や、同じ悩みを抱える者同士が集い安心して過ごすことができる交流スペースを開設し、性的少数者の方々が「自分らしく」いきいきと生活できるようになるための取組を進めています。

さらに令和元年(2019年)12月から、性的少数者をはじめ、様々な事情によって、婚姻の届出をせ

ず、あるいはできず、悩みや生きづらさを抱えている方々に寄り添っていくために、「横浜市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

教育現場においても、平成 27 年(2015 年) 4月に文部科学省により「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が各自治体の教育委員会あてに出されました。 それを受け、横浜市の学校においても、性的少数者に対する配慮を求める取組がなされています。

横浜市は、区役所での窓口対応をはじめ、様々な施策の実施において、これら性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の人権を尊重するとともに、市民の理解促進に向けて、市民向け講演会やパネル展示など、啓発に取り組んでいます。

施策の方向性

性的少数者の人々が「自分らしく」いきいきと生活できるよう、偏見や差別、暮らしの中での困難などを解消するための施策を推進します。

調査・実態把握	・人権に関する市民意識調査の実施		
	・職員、教職員に対する性的少数者についての研修及び相談窓口における対		
研修・教育・啓発の推進	応強化		
	・性的少数者である児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮		
	・保健・福祉・医療関係者に対する啓発		
	・性的少数者に関しての市民・事業所等への啓発		
相談支援の充実	・個別専門相談窓口や交流スペースの提供		
	・パートナーシップ宣誓制度の運用		
多様な主体との協働	・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力		

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「自由権規約委員会による総括所見」(2014年7月24日)の主な内容について

・レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する。

11 自死・自死遺族

現状と課題

我が国の自殺(自死)者数は、平成10年(1998年)以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていたのを受け、平成18年(2006年)「自殺対策基本法」が制定され、平成19年(2007年)には、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて自殺対策に取り組んできました。平成28年(2016年)の自殺対策基本法の改正では、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、平成29年(2017年)には「自殺総合対策大綱」も見直され、地域レベルの実践的な取り組みや子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策のさらなる推進が新たに加えられました。

横浜市においても、平成14年(2002年)以降、自殺対策の強化を進め、自死遺族や自殺未遂者への 支援などに取り組んできました。

このように「自殺対策基本法」等に基づく様々な取組により、平成22年(2010年)以降、自殺者数は減少傾向となり、令和元年(2019年)には全国では約2万人、横浜市でも490人となっています。しかしながら、国、本市とも若年層の死因の第1位は自殺となっていること、自殺死亡率が他の先進国と比較して高い水準にあることを踏まえると深刻な状況が続いているという認識が求められています。また、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症による影響により、11年振りに自殺者数が増加に転じました。自殺の背景には、経済・生活問題、健康問題、労働問題、家庭問題など様々な問題が重なっており、社会全体の問題として捉え、精神保健福祉分野に限らず、勤労、経済支援、教育、ハード面の安全対策など多岐にわたる取組を自殺対策につなげていく必要があります。

「自ら選んだのだから仕方がない」、「防ぎようがない」という考えは、間違った考え方です。自ら 進んで自殺する人はいないのです。

自殺を個人的な問題として捉えるのではなく、その背景に潜む様々な社会的要因を考慮する必要があります。

また、自殺に関わる大切な施策の一つに、自死遺族に関わる課題があります。深い悲しみと自責の中にいる遺族にとって、心ない声かけ*は大きな心痛となります。多くの方が自殺で亡くなられている現代、誰もが日常生活や業務において、自殺対策の取組の重要性を認識するとともに、自死遺族への適切な支援について理解する必要があります。

取組状況

平成14年(2002年)から、現状調査・把握、普及啓発、ゲートキーパー*の育成を強化するとともに、自死遺族や自殺未遂者への支援などに取り組んできました。また平成28年(2016年)の自殺対策基本法の改正など全国の動きに合わせて、自殺対策を総合的かつ効果的に推進していくために、平成31年(2019年)3月に「横浜市自殺対策計画」を策定し、「誰もが自殺に追い込まれることの

ない社会の実現」を目指して取組を進めてきました。横浜市自殺対策計画では、5つの基本施策と本 市の自殺の特性を踏まえ対象者を明確にした3つの重点施策、本市における様々な分野の事業のうち 自殺対策につながる各区局の関連施策により、取組を進めています。

これまで取り組んできた自殺の実態把握、ゲートキーパーの育成とともに、自死遺族や自殺未遂者への支援を充実させるとともに、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

横浜市における自殺対策施策の体系				
基本施策	して全国	の自殺対策の基本的な施策と 的に実施されることが望まし もので、本市でもこれまで取り たちつの施策		①地域におけるネットワークの強化 ②自殺対策を支える人材「ゲートキーパー」の育成 ③普及啓発の推進 ④遺された方への支援の推進 ⑤様々な課題を抱える方への相談支援の強化
	象者を明確に	40~50 歳代の自殺者数 が全体の4割を超える		①自殺者の多い年代や生活状況に応じた 対策の充実
重点施策	を明確にした施策の自殺の特徴を踏まえ	自殺未遂の経験のある自殺 者数が全体の2割を超える		②自殺未遂者への支援の強化
	ま え、 対	30歳未満の自殺死亡率が 減少しない		③若年層対策の推進
関連施策				自殺対策につながる各区局の事業

施策の方向性

横浜市自殺対策計画に基づき関係機関等と連携しながら施策を推進します。

調査・実態把握	・こころの健康に関する市民意識調査(自殺に関する市民意識調査)の実施	
	・「ゲートキーパー」の育成(自殺対策計画の基本施策②)	
研修・教育・啓発の推進	・普及啓発の推進(同計画の基本施策③)、	
「「「「「「「」」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	・自殺の多い年代や生活状況に応じた対策の充実(同計画の重点施策①)	
	・若年層対策の推進(同計画の重点施策③)	
	・専門相談員による電話相談など遺された方への支援の推進(自殺対策計画	
	の基本施策④)	
相談支援の充実	・様々な課題を抱える方への相談支援の強化(同計画の基本施策⑤)	
相談又抜の元夫	・自殺の多い年代や生活状況に応じた対策の充実(同計画の重点施策①)	
	・自殺未遂者への支援の強化(同計画の重点施策②)	
	・若年層対策の推進(同計画の重点施策③)	
多様な主体との協働	・地域におけるネットワーク強化(自殺対策計画の基本施策①)	

12 犯罪被害者等

現状と課題

犯罪被害者やその家族、遺族(以下、被害者等)は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的にも、 経済的にも様々な打撃を受け、日常生活上の様々な困難に直面しています。また、被害者等を取り巻 く地域住民や支援に携わる関係者の無理解や配慮に欠けた言動、報道機関の行き過ぎた取材活動等に より二次被害を受けることがあるなどの問題が指摘されています。

そのため、平成 17 年(2005 年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては、相談体制の整備など支援の取組が求められています。

また、同法により、政府は、被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、令和3年(2021年)4月、「第4次犯罪被害者等基本計画(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))」が策定されました。

取組状況

横浜市では、平成24年(2012年)6月から、被害者等支援のため、「横浜市犯罪被害者相談室」を 開設し、被害者等からの相談に応じ支援を行っているほか、市民等の被害者等への理解が深まるよう、 さまざまな啓発事業を実施しています。

さらに、被害者等の権利利益の保護が図られる地域社会の実現に向け、被害者等への支援の充実や、 市民の理解・協力の確保等の観点から、被害者等の支援について市、市民等及び事業者のそれぞれの 責務を明確にするとともに、経済的な負担の軽減や被害からの早期回復のための支援等を盛り込んだ 「横浜市犯罪被害者等支援条例」を平成30年(2018年)12月に制定、平成31年(2019年)4月に 施行しました。

個別の相談支援として、被害者等からの相談に応じて、その状況や支援ニーズを把握し、庁内関係部署、かながわ犯罪被害者サポートステーションや法テラス等の関係機関と連携し、各種制度・事業や窓口に関する情報の提供、助言などを行っています。このほか、条例に基づく支援制度として、カウンセリングの提供や法律相談、経済的負担の軽減のための見舞金の支給などの日常生活における支援を実施しています。

被害者等支援体制整備のための取組として、被害者等が直面する様々な問題に、関係機関が連携して対応し、途切れない支援を行うため、庁内の支援体制整備に取り組むとともに、関係機関等との連携支援体制の整備に向けて、国や県と協働して事業を行っています。

また、区及び市役所の各窓口で、職員が被害者等に対し不適切な対応をして二次被害を与えないよう、職員を対象とした研修等を行うほか、福祉や保健の相談支援を行うケアプラザ職員など、地域の

身近な相談先として被害者等に関わる支援者への研修などを実施しています。さらに市民が被害者等の置かれている現状や心情を理解し、被害者等が安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、講演会やパネル展示、リーフレット配布などの啓発事業を行っています。

施策の方向性

犯罪被害者等が地域で安心して生活できるよう、支援の充実や支援に関わる人材育成、市民向けの 啓発事業などの施策を推進します。

那木 安松 柳根	・人権に関する市民意識調査の実施	
調査・実態把握	・「横浜市犯罪被害者相談室」における被害者等の現状把握	
	・被害者等への理解を深めるための市区の窓口職員向け研修	
研修・教育・啓発の推進	・地域の支援機関との連携支援を目指した支援機関向け研修	
	・地域住民の理解促進のための啓発	
相談支援の充実	・多機関連携による途切れない支援に向けた支援システムの構築	
多様な主体との協働	・市内関係機関との連携支援体制整備事業	
	・庁内の被害者等支援ネットワークの推進	

13 インターネット等による人権侵害

現状と課題

インターネットが情報収集ツールからコミュニケーションツールへと進展し、誰もが気軽に情報を発信できる等利便性が大きく増しています。一方で、そのインターネットを悪用し、他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。携帯電話やスマートフォンの普及には目覚ましいものがあり、大人だけでなく子どもの所有率も増加しています。フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)などのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等の機能を使って、気軽に情報収集やコミュニケーションがとれる一方、いじめに利用されることも課題となっています。さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、部落差別(同和問題)や外国人、障害者等に関する差別的な書込み等も深刻化しています。こうした誹謗中傷等の書込みや、社会的地位を低下させるような内容の書込みは、名誉毀損や侮辱にあたり、刑法犯罪に問われる場合があります。また、個人情報(住所、メールアドレス、写真等)

けるだけではなく、場合によっては、自死につながることもあります。 インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、「匿名」で気軽に発信できることや、 一度公開された内容がすぐに広まってしまうため被害が急速に拡大すること、サイト管理者が分から ず削除が難しい場合があること等、その全てに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。 また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為によ り、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。このような実情に鑑み、平成 26 年

を無断で掲載することは、プライバシーの侵害にあたります。これらの行為は、相手の心を深く傷つ

さらに、インターネットの利用者には障害者、高齢者、外国人など様々な立場の人たちがいること を考慮して情報発信する必要があります。また、経済的な理由などからインターネットを利用できる 環境にない人もいることから、情報格差が発生する可能性もあります。

(2014年)「リベンジポルノ被害防止法」*が施行されました。

このような状況に対処するには、市民一人ひとりがインターネットの特徴をよく理解するとともに、インターネットには必ず現実の「人」が関与していることに思いを馳せ、人権に配慮した利用を心がけることが大切です。そして、管理者側はインターネットでの情報提供や掲示板などのサービスを行う際に、人権について考え、内容を適切に管理することと同時に、ウイルスなど情報セキュリティへの適切な対策のほか、データの盗み見や不正取得、個人情報漏えいによるプライバシー侵害が起きないよう対策を取る必要があります。また、インターネットによる周知を行う場合は、特定の人に情報が提供されないことがないよう、障害者、高齢者、外国人などに誰にでもかりやすいホームページの作成や、紙媒体での情報提供も必ず行うなど、誰もが平等に情報を得られるようにする必要がありま

す。

取組状況

横浜市は、インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を行っています。

また、児童生徒やその保護者に対しては、学校教育を通じて適切な利用について理解を図っています。

施策の方向性

インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民(特に子ども)、事業者等にも 様々な機会を通じて啓発を推進します。

調査・実態把握	・人権に関する市民意識調査の実施			
	・子どもたちのネット利用に係る実態調査の実施			
	・県が実施するインターネット上の差別の実態調査結果等による把握			
	各種事業を通じたインターネット使用におけるモラルやリスクについて			
	の啓発			
	・インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発			
开收 松本 耐水水	・児童生徒が所持する携帯電話へのフィルタリングサービス利用についての			
研修・教育・啓発の推進	保護者への周知			
	・インターネット利用が困難な人に発生する情報格差を防ぎ、解消するため			
	の対応			
	・事業者に対するインターネット利用に関わる人権についての意識啓発			
相談支援の充実	・相談機関や窓口の周知			
多様な主体との協働	・ノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力			

14 災害に伴う人権問題

現状と課題

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災と、それに起因する原子力発電所の事故によって、多くの犠牲者と被災者が発生しました。そして、東日本を中心に人々の心身や生活に大きな打撃を与えました。また、原子力発電所の事故については、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人々に対し、風評での思い込みや心ない言動により、被災者を二重に傷つけるできごとも発生しました。

近年においても、平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震、令和2年(2020年)7月に発生した九州での記録的な豪雨など災害が繰り返し発生しています。

このような状況において、避難所生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほかに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者*や、性的少数者、女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。

また、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。

災害時には、不確かな情報に惑わされない冷静さとともに、「相手の立場に立って考える」「相手の 気持ちを想像する」姿勢を忘れないことが大切です。

取組状況

横浜市では、市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「災害対策基本法」に基づき、横浜市防災計画を策定しており、この中で災害対策における「人権尊重」を規定しています。具体的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などの「災害時要援護者」は、援護を必要とする状態が一人ひとり異なることを認識し、対応する必要があることや、災害対策は、すべての人の人権への配慮を基本にして行うことを明記しています。

また、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、災害後には、家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中してしまう可能性や、女性や子どもを狙った犯罪が増加するおそれなど、様々な問題の発生が考えられることから、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れ、防災計画のすべての事項を通して男女のニーズの違い及び性的少数者の方への配慮を行うことなどを定めています。

施策の方向性

避難生活における安心・安全の確保、女性や災害時要援護者などに配慮した避難支援体制の整備に 向けた施策を推進します。

到太 字於如 巳	・人権に関する市民意識調査の実施		
調査・実態把握	・横浜市民の防災・減災の意識、取組に関するアンケート調査の実施		
研修・教育・啓発の推進	進 ・災害に備えるための避難所運営訓練等の実施・周知・啓発		
	・災害時要援護者への配慮		
相談支援の充実	・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、男女のニーズの違いや		
	性的少数者への配慮		
多様な主体との協働	・支援のノウハウを持つ人権関係団体・NPO法人などとの連携・協力		

~国連組織による最終見解の主な内容について~

「社会権規約委員会による総括所見」(2013年5月17日)の主な内容について

・東日本大震災及び福島原発事故の被害への救済策の複雑さに留意して、委員会は高齢者、障害者、女性及び子ど もといった不利益を被っている脆弱な集団の特別な要望が、避難の際並びに復旧及び復興の努力において十分に 満たされなかったことに懸念を表明する。

「女性(女子)差別撤廃委員会による最終見解」(2016年3月7日)の主な内容について

・2011年の東日本大震災後の国・地方レベルの災害リスクの削減と管理分野において指導的役割への女性の参画が 少ないことを懸念する。特に地方レベルで災害に関する意思決定や復興過程への女性の参画を加速することを勧 告する。また、災害リスクの削減や復興対策だけでなく、全ての持続可能な開発政策に男女共同参画の視点を取 り入れるための取組も継続すべきである。

15 その他の課題

【先住民族(アイヌ民族)】

現在世界には、少なくとも 5,000 の先住民族が存在し、その数は 3 億 7,000 万人を数え、 5 大陸の 90 カ国以上の国々に住んでいます。平成 19 年 (2007 年) に採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」(国連先住民族権利宣言)では、文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育に対する権利を含め、先住民族の個人および集団の権利を規定しています。さらに、先住民族について「自らの植民地化とその土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的な不正義によって苦しんできた」との指摘がされています。

多くの先住民族は政策決定プロセスから除外され、ぎりぎりの生活を強いられ、搾取され、社会に 強制的に同化させられたり、自分の権利を主張すると弾圧、拷問、殺害の対象ともなりました。また、 迫害を恐れてしばしば難民となり、時には自己のアイデンティティを隠し、言語や伝統的な慣習を捨 てなければならないこともありました。

アイヌ民族* は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラなどの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成9年(1997年)に「アイヌ文化振興法」が施行され、平成20年(2008年)6月には、国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、国が初めて、アイヌの人々が先住民族であることを認めました。さらに令和元年(2019年)5月に、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的とする「アイヌ民族支援法」が施行されました。アイヌの人たちは、北海道だけでなく、首都圏にも多く居住しています。アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することで、偏見・差別をなくし、ともに生きる社会を築くための取組を進めていきます。

【拉致被害者等】

北朝鮮が行った拉致は重大な人権侵害です。政府が認定した拉致被害者のほかにも、拉致の可能 性が否定できない事案があることも指摘されています。

平成 18 年(2006 年)に施行された「北朝鮮人権侵害対処法」では、地方公共団体の役割として、国と連携を図りつつ拉致問題等の人権問題に関する国民世論の啓発に努めるよう規定し、12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。同法に基づき、横浜市は、神奈川県、川崎市や民間団体と連携した啓発活動を通して、一日も早い問題解決の後押しとなるよう取り組んでいきます。

また、北朝鮮による拉致問題が、在日韓国人・朝鮮人等の方々に対する差別的な見方に繋がらないよう啓発に努めていきます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人は、本人が真摯な更生意欲を持っているにもかかわらず、就職や住居の確保にあたって差別を受ける場合があります。刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰を果たすためには、 周囲の人々や職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。

平成28年(2016年)、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等を目的に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、平成30年(2018年)度から令和4年(2022年)度末までの5年間を計画期間とした「再犯防止推進計画」が策定されました。

横浜市では、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、令和2年(2020年)3月に「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性(横浜市再犯防止推進計画)」を策定しました。

犯罪被害に遭う人の減少と立ち直ろうとする者を受け入れる社会を実現させるため、犯罪被害者等の尊厳に配慮しつつ、関係機関・団体と連携協力して、犯罪をした者等に寄り添い、更生を支援していきます。また、関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、犯罪をした者等の地域での立ち直りに対する理解を促進します。

【人身取引(トラフィッキング)】

性的搾取、強制労働等を目的とした「人身取引」は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。被害者の多くは社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもたちですが、男性も被害者となり得ます。売春などの性的な搾取だけではなく、労働搾取や、臓器の摘出を目的とする場合もあります。

国は平成 16 年 (2004 年) 4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催する等して関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」(平成 16 年 (2004 年) 12 月)、「人身取引対策行動計画 2009」(平成 21 年 (2009 年) 12 月)に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきました。平成 26 年 (2014 年) 12 月には、新たに「人身取引対策行動計画 2014」が策定され、「平成 32 年 (2020 年)の第 32 回オリンピック競技大会 (2020/東京)・東京 2020パラリンピック競技大会に向けた「世界一安全な国、日本」を創り上げることの一環として、人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組み、人身取引の根絶を目指す」こととされました。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。被害者からの訴えや相談を適切

に認知し、対応できるよう、国の取組を踏まえ、関係機関・関係団体との情報交換や啓発に努めます。

【ハラスメント】

ハラスメントは、職場など様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を意味します。本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたりする発言や行動が問題となっています。ハラスメントの種類は多岐に渡りますが、一般的に広く知られているものとしては、性的嫌がらせを意味する「セクシュアル・ハラスメント」、職務権限を背景にした職場等での嫌がらせを意味する「パワー・ハラスメント」、妊娠・出産・産休・育休などを理由に職場で不利益な扱いを受けることを意味する「マタニティ・ハラスメント」などが挙げられます。

こうしたハラスメントを防止し、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性活躍推進法等の一部改正により、令和2年(2020年)6月から、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報公表の強化、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設及びセクシュアル・ハラスメント等の防止対策等の措置が講じられることとなりました。

ハラスメントに対しては組織で取り組むことが大切であり、職場における相談窓口の設置や研修の 実施による理解促進などの取組を進めることが重要です。

【生活困窮者】

近年の経済状況の変化により、生活困窮に至るリスクの高い人々や生活保護受給者が増大しており、日本の相対的貧困率*は上昇傾向にあり、特に高齢者世帯や母子世帯の相対的貧困率が高い状況となっています。これは、急速な高齢化に伴い収入源が限られている高齢者が増加してきていることなどが原因と考えられます。また、母子世帯では、働く母親の多くが給与水準の低い非正規雇用であることも影響しています。家庭の経済的貧困が、子どもたちの教育や就労における機会均等に影響し、貧困が次世代に渡り、連鎖するといった問題も指摘されています。そのため、国は平成25年(2013年)6月に「子どもの貧困対策法」を制定、また平成26年(2014年)8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、親から子への貧困の連鎖を防ぐため、教育費の負担軽減や親の就労支援などに取り組む方針を立てました。また、令和元年(2019年)6月に同法が改正されるとともに、同年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持つ」ことなどが掲げられています。

この他にも、失業、病気、家族の介護などをきっかけに生活困窮に陥る人々も増えています。国は、 平成25年(2013年)4月から「生活困窮者自立支援法」を制定し、平成27年(2015年)4月から 様々な事情で経済的に困難を抱えている方に支援を行う制度をスタートさせました。生活保護のよう な現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援が中心となっている制度です。横浜市では、各区役所 の生活支援課を相談窓口として、状況に応じた支援を行っていきます。

【様々な人権課題】

上記の他にも、ひとり親家庭、婚外子、児童養護施設や里親* などの社会的養護のもとで育った人々、若年性認知症の人々などに対して差別や偏見の眼差しが向けられることがあります。また、様々な事情から出生の届出がされず、無戸籍であることから制度的な保障が受けられず、困難を抱えている人々もいます。さらに、事件や事故の加害者の家族や周囲の人たちに、批判や好奇の眼が向けられることや労働者に対する賃金の未払い、長時間労働、退職強要など、ブラック企業といわれている人権を侵害するような事業所等の存在が問題となっています。

また、横浜市独自の問題として、横浜の経済発展を支えてきた労働者が多く居住する地域への偏見・差別の問題があります。中区の寿町周辺に、戦後の横浜港の港湾労働や高度経済成長期の土木・建設業などに従事する人たちの多くが地方から集住し、日雇就労という不安定な雇用制度の中で、横浜市の発展はもとより、我が国全体の戦後の産業構造の転換と経済発展の一端を担ってきました。近年、この地域は、従来の日雇就労で生計を立てる人が減少する一方、他の地域にもまして高齢者が増加しています。そうした中で、住民は高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いに支えあいながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めています。しかし、我が国の戦後を支えてきたこの地域や居住する人たちに対する差別意識や偏見があることは否めません。こうした差別や偏見をなくすために、地域の歴史的な背景や現在の姿について正しい理解を促すよう啓発に努めていきます。

一人ひとりの人権は、誰にとっても等しくかけがえのないものであり、互いに尊重し合う寛容さが 求められます。

第5章 人権施策の推進体制等

1 市の推進体制

人権問題は多様化、複合化していることから、人権施策の推進にあたっては、各区局・統括本部 が基本的な考え方と取組の全体像や方向性を共有したうえで、各分野の専門的見地や当事者等の視 点を加味しながら、横断的かつ総合的な視点でそれぞれの施策を点検・検証し、連携して取り組ん でいくことが必要です。

このため、全庁的推進組織として「横浜市人権施策推進会議」※ を設置し、関係部署間で緊密に 連携しながら、人権施策を総合的・体系的に推進します。

また、人権問題に取り組む団体・NPO法人、学識経験者に御参加いただく「横浜市人権懇話会」 において継続的に意見交換を行い、助言・意見を施策に反映していきます。

横浜市人権施策基本指針

施策推進・点検

助言・意見

横浜市

横浜市人権施策推進会議

指針の策定、修正及び指針に基づく施策の推 進等に関する事項

幹事会

指針に基づく人権施策の総合的推進のた めの協議・調整等

第一専門部会

る課題についての研!!係る課題等について 究、協議、調整

第二専門部会

人権施策の推進に係し、人権施策の実施に の協議、調整

各区局・統括本部

分野別の具体的な施策の推進・調整

市民・関係団体等

横浜市人権懇話会

(人権問題に取り組む団体、学 識経験者から構成)

指針に基づき、人権尊重を基調 とした市政及び人権施策の推進 を図るため、人権問題に取り組 む市民団体・NPO 法人との意見 交換の「場」



2 市民・地域団体・事業者に期待される役割

人権問題は、市民共通の問題であり、その解決のためには、行政だけではなく、市民、地域団体、 事業者を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。市民をはじめとする地域社会の全ての主 体が、その意義を理解して活動することにより、人権を尊重しあい、誰もが心豊かで暮らしやすい社 会が実現されます。

(1) 市民・地域団体に期待される役割

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現には、互いに違いを認め合い、尊重しあう意識が 社会にしっかりと根を張る必要があります。

市民・地域団体の皆様が本指針に基づき「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向けて、お一人おひとりが人権を自分自身の問題として考え、地域社会全体で主体的に取り組んでいただくことが期待されます。

人権を尊重するという意識を高めるためには、職場や学校をはじめとする様々な社会参加の中で行われる人権研修などへの参加や、差別されている当事者とのコミュニケーションやふれあいを通して、様々な人権問題について考え、正しく御理解いただくことが大切です。

地域でノーマライゼーションを推進していくためには、様々な立場の人々の参画を得て、その意見を聞くことが大切です。地域での生活に課題を抱える人々が参画できる仕組みを工夫して、例えば地域福祉保健計画や防災の取組に障害者などの参加を求めるなど、当事者の意見を反映しながら取り組むことが必要です。

また、地域の中で豊かな人権意識が育まれ、広められることも人権問題の解決に大きな力となります。そのため、地域交流の拠点等を活用し、地域団体等の皆様が、身近な課題や地域の実情に沿ったテーマで、人権に関する啓発・研修などに取り組んでいただくことが期待されます。

そして、お一人おひとりの身近な日常生活の中で見聞きしたり、直面したりする偏見や差別を、御 自身の身近な問題として主体的にとらえ、その解決に取り組んでいただくことが期待されます。

そのため、横浜市は、様々な手法を工夫して、市民の皆様が人権について考えていただく機会の提供に努めるなど、市民・地域団体の皆様の自主的な取組を支援します。

(2) 事業者に期待される役割

事業者の皆様も本指針に基づき「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向けて、事業者が自ら主体的に人権尊重の取組を進めていただくとともに、地域社会の一員

として取組に御協力いただき、社会的な問題解決や地域社会に積極的に関わっていくことが期待されています。

人権尊重の視点を持った企業活動は、誰もが働きやすい職場づくりにつながるだけではなく、顧客 サービスや企業イメージの向上も図られ、企業全体の利益につながるものです。

特に就職は、社会生活を営む上で、生活基盤の安定や自己実現を図るという大変大きな意味を持ちます。基本的人権を尊重した機会均等の保障と、その人の適性と能力に基づいた公正な採用選考*が行われなければなりません。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは被害者の心身に深い傷を残す人権侵害です。事業者の責務として、働きやすい環境を整えるとともに、職場における相談窓口の設置や研修の実施による理解促進に取り組む必要があります。

特に教職員、医療・福祉関係職員、警察職員、公務員、マスメディア関係者など人権にかかわりの深い特定の職業については、人権教育を重点に取り組むことが求められています。特にマスメディアは、世論の形成に重要な役割を果たす立場にあることから、様々な人権問題に積極的にアプローチし、社会に対する提起と市民の理解促進へ向け、積極的に発信していただくことが期待されています。

そのため、横浜市は事業者を対象とした人権啓発や、事業者が行う人権研修に関する自主的な取組に対してより一層の支援を進めていきます。

資料

資料 1

令和2年度「人権に関する市民意識調査」の概要

資料2

主な人権関係法

資料3

主な人権条約

資料4

用語解説

資料5

指針改訂に関わる協力団体等一覧

令和2年度「人権に関する市民意識調査」の概要

1 調査概要

(1)調査の目的

市民の人権に関する意識、行動等を明らかにし、今後の横浜市の人権に関する様々な取組をより効果的に進めていくために、人権に関する市民の意識調査(アンケート)を実施する。

(2)調査方法

- ◇ 調査対象 横浜市在住の 18 歳以上の男女 5,000 人を、横浜市が住民基本台帳から 無作為に抽出
- ◇ 調査方法 郵送による配布、郵送・インターネットによる回収及び回答 (ハガキによる礼状兼督促状を1回送付)
- ◇ 調査期間 令和2年7月31日(金)~ 8月21日(金)

(3)調査項目

全40 問(枝問を含めて46 問)

人権や差別について(問1~9)

同和問題について(問10~16)

人権問題に対する課題や施策について(問17~33)

人権啓発活動について(問34~40)

(4)回収結果

有効回収票数

2,301票(有効回収率 46.0%)

うちインターネット回答

532 票

外国籍市民

11票

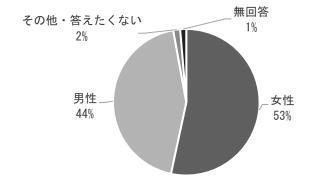
(5)回答者の属性

◇ 性別

女性 1,228人

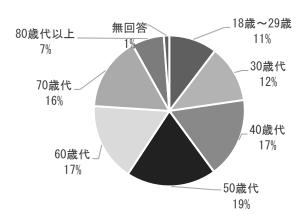
男性 1,007人

その他・答えたくない 35人



◇ 年齢

18 歳~29 歳238 人30 歳代284 人40 歳代397 人50 歳代444 人60 歳代386 人70 歳代366 人80 歳以上159 人



2 結果抜粋

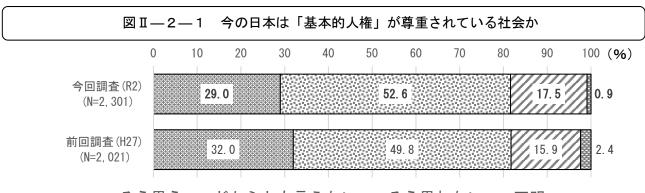
《集計にあたって》

単純回答の設問の場合、回答者割合の%値は小数点第2位を四捨五入するため、合計が100%にならない場合があります。

◆ 今の日本は「基本的人権」が尊重されている社会か

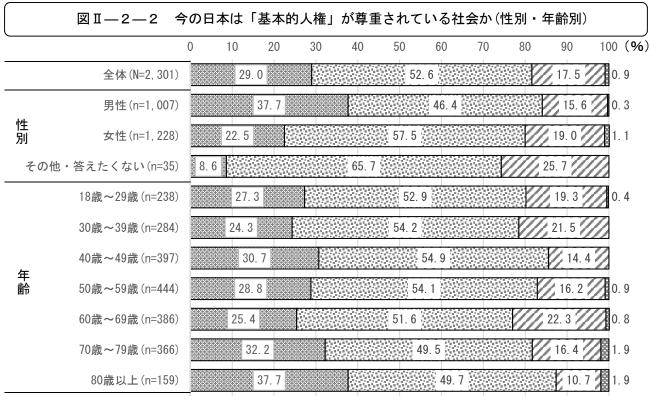
今の日本は「基本的人権」が尊重されている社会だと思うかを尋ねたところ、「どちらとも言えない」が52.6%と最も多く、次いで「そう思う」が29.0%、「そう思わない」が17.5%と続いている。

前回調査と大きな傾向の差は見られない。



■そう思う □どちらとも言えない □そう思わない ■不明

性別で見ると、「そう思う」については女性より男性がおよそ 15 ポイント高い一方で、「どちらとも言えない」については男性より女性がおよそ 11 ポイント高くなっている。 年齢別で見ると、年齢によってばらつきがある。

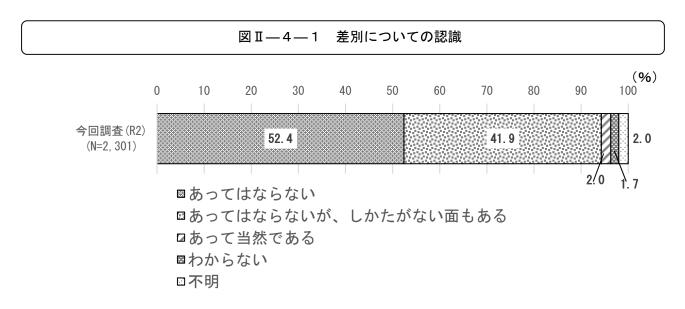


■そう思う □どちらとも言えない

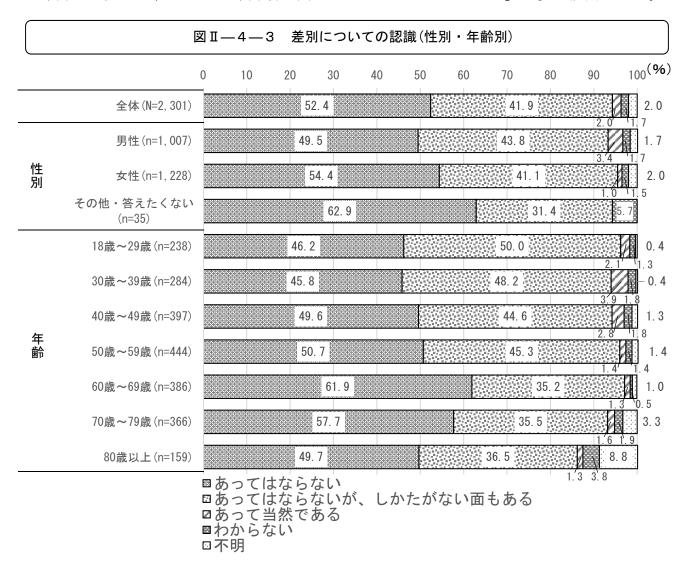
☑そう思わない

◆ 差別についての認識

差別についての考えを尋ねたところ、「あってはならない」が 52.4%と最も多く、次いで「あってはならないが、しかたがない面もある」が 41.9%と続いている。「あって当然である」は 2.0%となっている。

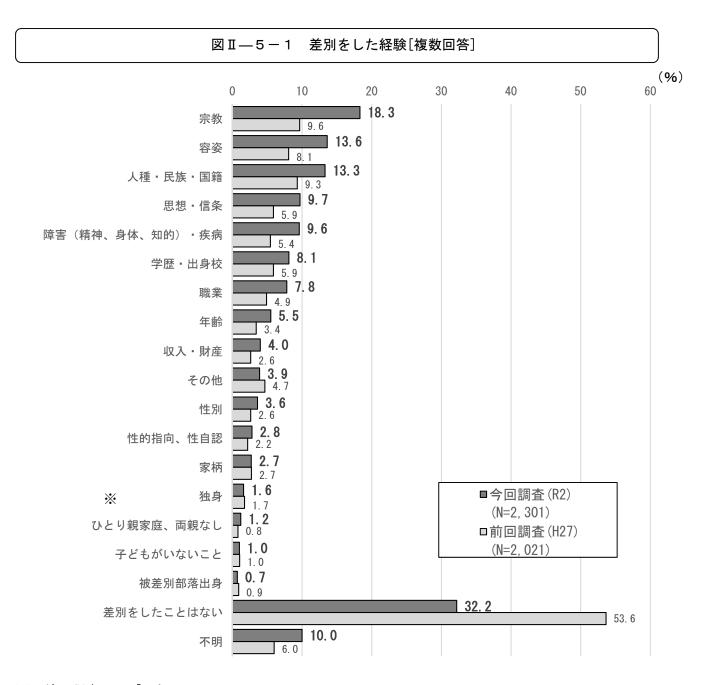


性別では、大きな傾向の差は見られない。 年齢別で見ると、おおむね年齢層が高いほど「あってはならない」が多い傾向にある。



◆ 差別した経験

自分がこれまでに、他人を差別したことがあるか、ある場合、何について差別したことがあるかを尋ねたところ、「差別をしたことはない」が32.2%となっており、前回調査よりおよそ21ポイント減少している。差別したことがある場合は、「宗教」が18.3%と最も多く、次いで「容姿」が13.6%、「人種・民族・国籍」が13.3%と続いている。



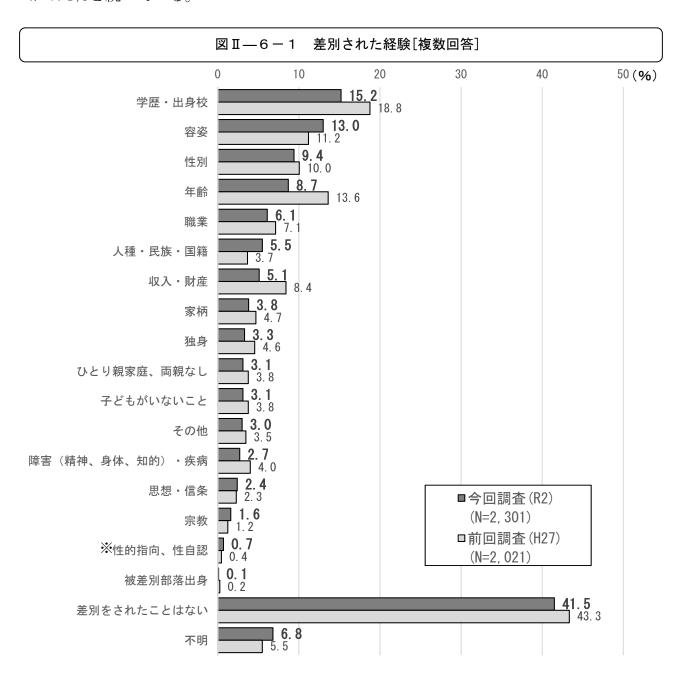
※ 前回調査では「いわゆるLGBT」

性別では、大きな傾向の差は見られない。

年齢別で見ると、差別をしたことがある場合、10・20歳代では「容姿」、30歳代から70歳代まででは「宗教」、80歳以上では「人種・民族・国籍」が最も多くなっている。

◆ 差別された経験

自分がこれまでに、差別をされたと思ったことがあるか、ある場合、何について差別をされたかを尋ねたところ、「差別をされたことはない」が41.5%となっている。差別されたことがある場合は、「学歴・出身校」が15.2%と最も多く、次いで「容姿」が13.0%、「性別」が9.4%と続いている。



※ 前回調査では「いわゆるLGBT」

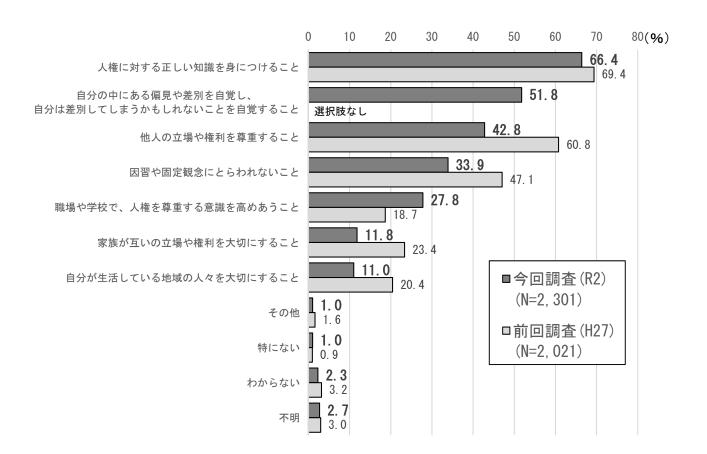
性別で見ると、「差別をされたことはない」は、女性より男性がおよそ7ポイント高くなっている。また、差別をされたことがある場合、男性では「学歴・出身校」が最も多く、「容姿」、「職業」の順となっている。一方、女性では「性別」が最も多く、「学歴・出身校」、「容姿」の順となっている。また、「性別」の回答は男性より女性が13ポイント高くなっている。

年齢別で見ると、差別をされたことがある場合、10・20 歳代と 30 歳代では「容姿」、40歳代以上では「学歴・出身校」の回答が最も多くなっている。

◆ 人権を尊重しあうための心がけや行動

市民一人ひとりが人権を尊重しあうために、心がけたり行動すべきこととして、どのようなことが求められると思うかを尋ねたところ、「人権に対する正しい知識を身につけること」が66.4%と最も多く、次いで今回調査で新たに設けた「自分の中にある偏見や差別を自覚し、自分は差別してしまうかもしれないことを自覚すること」が51.8%、「他人の立場や権利を尊重すること」が42.8%と続いている。





性別では、大きな傾向の差は見られない。

年齢別で見ると、全年齢層で「人権に対する正しい知識を身につけること」が最も多い。 また、70歳代以下では、「自分の中にある偏見や差別を自覚し、自分は差別してしまうかも しれないことを自覚すること」が次いで多くなっている。

≪主な人権関係法≫

分野	名称(略称)	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和 24 年(1949 年)
	社会福祉法	昭和 26 年(1951 年)
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓 発推進法)	平成 12 年(2000 年)
	売春防止法	昭和 31 年(1956 年)
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に 関する法律(男女雇用機会均等法)	昭和 47 年(1972 年)
女性	男女共同参画社会基本法	平成 11 年(1999 年)
女性	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)	平成 12 年(2000 年)
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	平成 13 年(2001 年)
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)	平成 27 年(2015 年)
	児童福祉法	昭和 22 年(1947 年)
	母子及び父子並びに寡婦福祉法(母子及び寡婦福祉法)	昭和 39 年(1964 年)
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児 童の保護等に関する法律(児童買春禁止法)	平成 11 年(1999 年)
子ども	児童虐待防止等に関する法律(児童虐待防止法)	平成 12 年(2000 年)
	子ども・若者育成支援推進法	平成 21 年(2009 年)
	子ども・子育て支援法	平成 24 年(2012 年)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)	平成 25 年(2013 年)
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年(2013 年)
	老人福祉法	昭和 38 年(1963 年)
	高齢社会対策基本法	平成7年(1995年)
	介護保険法	平成 9 年(1997 年)
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年(2001 年)
高齢者	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)	平成 17 年(2005 年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)	平成 18 年(2006 年)
	成年後見制度の利用促進に関する法律(成年後見制度利用 促進法)	平成 28 年(2016 年)
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体 的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)	平成 30 年(2018 年)
	身体障害者福祉法	昭和 24 年(1949 年)
障害児·障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)	昭和 25 年(1950 年)
	知的障害者福祉法	昭和 35 年(1960 年)
	障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)	昭和 35 年(1960 年)
	障害者基本法	昭和 45 年(1970 年)

1	身体障害者補助犬法	平成 14 年(2002 年)
	発達障害者支援法	平成 16 年(2004 年)
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
	(バリアフリー法)	平成 18 年(2006 年)
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)	平成 23 年(2011 年)
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律(障害者総合支援法)	平成 17 年(2005 年)
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)	平成 25 年(2013 年)
部落差別 (同和問題)	部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	平成 28 年(2016 年)
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)	平成 28 年(2016 年)
感染症∙疾病	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (新型コロナウイルス感染症に対応するため、令和3年(2021 年)2月に一部改正)	平成 24 年(2012 年)
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題 基本法)	平成 20 年(2008 年)
	生活保護法	昭和 25 年(1950 年)
ホームレス	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)	平成 14 年(2002 年)
	生活困窮者自立支援法	平成 25 年(2013 年)
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)	平成 15 年(2003 年)
自死•自死遺族	自殺対策基本法	平成 18 年(2006 年)
	犯罪被害者等基本法	平成 16 年(2004 年)
犯罪被害者等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付 随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法)	平成 12 年(2000 年)
インターネット	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (リベンジポルノ被害防止法)	平成 26 年(2014 年)
	災害対策基本法	昭和 36 年(1961 年)
	被災者生活再建支援法	平成 10 年(1998 年)
災害	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民 等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施 策の推進に関する法律(子ども・被災者支援法)	平成 24 年(2012 年)
7/78#	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及 及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)	平成 9 年(1997 年)
アイヌ民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策 の推進に関する法律(アイヌ民族支援法)	平成 31 年(2019 年)
14.76.44.ED -7.75	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (拉致被害者支援法)	平成 14 年(2002 年)
拉致被害者等	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に 関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)	平成 18 年(2006 年)
人身取引	人身保護法	昭和 23 年(1948 年)
		○和2年6月22日時長)

(令和3年6月22日時点)

[※] 過去に名称変更を伴う改正を経ている法律については、現在の法律の名称を記載し、 また、元の法律が制定された年を制定年としています。

≪主要な人権条約≫

名 称	略称等	採択年	
難民の地位に関する条約	難民条約	昭和 26 年(1951 年)	
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する 国際条約	人種差別撤廃条約	昭和 40 年(1965 年)	
経済的、社会的及び文化的権利に関する 国際規約	社会権規約、A 規約	昭和 41 年(1966 年)	
市民的及び政治的権利に関する国際規約	自由権規約、B 規約	昭和 41 年(1966 年)	
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に 関する条約	女性(女子)差別撤廃条約	昭和 54 年(1979 年)	
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品 位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する 条約	拷問等禁止条約	昭和 59 年(1984 年)	
児童の権利に関する条約	子どもの権利条約	平成元年(1989年)	
強制失踪からのすべての者の保護に 関する国際条約	強制失踪条約	平成 18 年(2006 年)	
障害者の権利に関する条約	障害者権利条約	平成 18 年(2006 年)	

≪用語解説(五十音順)≫

あ行

「アイヌ民族」

「アイヌ」とは、アイヌ語で「人間」という意味。 平成29年(2017年)の「北海道アイヌ生活実態調査」では、「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」と規定され、「アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない」したうえで、5,571世帯、13,118人という数字が挙げられている。ただし、これは北海道に居住するアイヌ民族の全数ではないとされている。

「いじめ防止対策推進法」

いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方 公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防 止等のための対策に関する基本的な方針の策定や 基本となる事項を定めた法律。平成25年(2013年) 9月から施行。

「依存症」

WHO(世界保健機関)の専門部会が提唱した概念では「精神に作用する化学物質の摂取やある種の快感、高揚感をともなう特定の行為を繰り返し行った結果、それらの刺激を求める抑えがたい欲求である渇望が生じ、その刺激を追い求める行動が優位になり、その刺激がないと不快な精神的、身体的症状を生じる精神的、身体的、行動的な状態のこと」とされている。アルコール、薬物などをやめたくてもやめられない病気。WHO(世界保健機関)による国際疾病分類の最新版「ICD-11」で、いわゆるゲーム依存症が「ゲーム障害」の病名で依存症分野に加わった。

「インフォームド・コンセント」

患者・家族が病状や治療について十分に理解し、

また、保健・医療従事者も患者・家族の意向や様々な状況や説明内容をどのように受け止めたか、どのような医療を選択するか、患者・家族、保健・医療従事者など関係者で互いに情報共有し、皆で合意するプロセスのこと。

THIV (Human Immunodeficiency Virus)

ヒト免疫不全ウイルス。HIVに感染しても、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。HIVは血液、精液、膣分泌液、母乳などに多く含まれる。感染は、粘膜(腸管、膣、口腔内など)および血管に達するような皮膚の傷(針刺し事故等)からであり、傷のない皮膚からは感染しない。そのため、主な感染経路は「性行為による感染」、「血液による感染」、「母子感染」となっている。

「SGDs(持続可能な開発目標)」

平成27年(2015年)の国連サミットにおいて、全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた目標。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年(2030年)を達成年度とし、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

「エッセンシャルワーカー」

英語で「必要不可欠な」を意味するエッセンシャルと、「労働者」のワーカーを組み合わせた言葉。 社会生活を送るうえで、必要不可欠な仕事をしている人たちのこと。例えば、医師や看護師などの 医療従事者、日々の生活を支えるスーパー等小売店の店員、公共交通機関の職員やトラック運転手、警察官や消防士等。

[NPO]

NPOとは、Non-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のことをいう。

「LGBT」

L=レズビアン、G=ゲイ、B=バイセクシュアル、T=トランスジェンダーをそれぞれ表す。日本語で言うと、女性の同性愛者、男性の同性愛者、両性愛者、身体と心の性が一致していないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人のこと。性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の総称の一つ。

「エンパワメント (Empowerment)」

個人や集団が、その置かれた状況に気づき、課題を自覚して自ら状況を改善する力を発揮すること をいう。

か行

「ゲートキーパー」

自殺の危険を抱えた人々に気づいて声をかけ、話 を聞いて必要な支援につなげ、見守る役割を担う人 のこと。

「公正な採用選考」

本籍や家族関係など本人に責任のない事項や、思想・信条や宗教など本来自由であるべき事項を基準とすることなく、職務を遂行するために必要な適性と能力のみを基準として採用選考を行うこと。「公正な採用選考」の一環として、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一応募用紙」を使用すること、従業員数が一定規模以上の事業所などについては「公正採用選考人権啓発推進員」の設置などの取組が進められている。

「合理的配慮」

障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利・利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことを求めている。(例:・筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる、会場の座席など、障害者の特性に応じた配置するなど)

「高齢者虐待防止法(高齢者に対する虐待の防止、 高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」

高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益を擁護することを目的として、平成17年(2005年)に制定された法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めている。

「国際児童年」

昭和34年(1959年)11月20日に国連総会で採択された〈児童の権利に関する宣言〉の採択20周年を記念して、昭和54年(1979年)を「国際児童年」とする決議が、昭和51年(1976年)の国連総会で採択された。

「国際人権規約」

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化 したもので、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括 的なもの。労働基本権、社会保障、教育および文化活 動に関する権利などを規定する「経済的、社会的及び 文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)、生命に 対する権利、身体の自由、表現の自由、裁判を受ける 権利、参政権、平等権、マイノリティの権利などを規 定する「市民的及び政治的権利に関する国際規約」 (自由権規約)、自由権規約が規定する自由権の侵害 に関する国際的な苦情申立てに途を開く自由権規約 第一選択議定書、並びに自由権規約第二選択議定書 (死刑廃止条約)からなる。社会権規約と自由権規約 は、昭和41年(1966年)の第21回国連総会で採択 され、昭和51年(1976年)に発効した。日本は昭和 54年(1979年)に、社会権規約と自由権規約を批准 した。

「心ない声かけ」

「心ない声かけ」とは、むやみに自殺の詳細を聞く、なぜ家族が防げなかったのかを問う等がある。 これらの声かけは、自死遺族をさらに苦しくつらい 状況に追い込み、自分の気持ちを語ることを困難に している。

「子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)」

平成元年(1989年)11月に国連総会で採択された条約。子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指し、18歳未満のすべての子どもに適用される。日本は、平成6年(1994年)に批准した。

「子どもの貧困対策法 (子どもの貧困対策の推進 に関する法律)」

子どもの将来がその生まれ育った環境によって 左右されることのないよう、貧困の状況にある子ど もが健やかに育成される環境を整備するとともに、 教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総 合的に推進することを目的とする法律。平成26年 (2014年)1月施行。

さ行

「災害時要援護者」

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から 自ら身を守るために、安全な場所に避難する等の 災害時に一連の行動をとるのに支援を要する 人々のこと。一般的には、高齢者、障害者、乳幼 児、妊産婦、外国人等。

「里親」

家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度のこと。里親の種類としては養育里親(家庭で生活することのできない、さまざまな状況の子どもを養育する里親)、縁組里親(特別養子縁組を前提として子どもを養育する里親)、親族里親(両親が死亡、行方不明等の場合に、祖父母や兄姉が子どもを養育する場合の里親)、専門里親(養育里親より専門的な知識を持って子どもを養育する里親)の4つの類型がある。

「ジェンダー・ギャップ指数」

経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから作成される各国における男女格差に関する指数をいう。世界経済フォーラムが毎年公表している。

「識字問題」

「識字」とは、文字を読み書きし、使用する力をいう。日本は識字率が高いため、非識字者の困難が認識されにくいという課題がある。同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人の高齢者には、識字が困難な人が少なくない。他にも、様々な事情で学校に行けなかった人たち、また、近年は就労のため来日した外国人やその子どもたちなどにも同様の課題がある。

「児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律)」

児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的として、平成12年(2000年)に制定された法律。児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の保護等、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童を発見した者の福祉事務所または児童相談所等への通告義務などを定めている。

「児童ポルノ」

児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した 画像など。児童の定義は国によって異なる。日本の 児童福祉法・児童買春処罰法などでは 18 歳未満の 者を児童と規定している。

「施設コンフリクト」

障害や障害のある人について十分理解されない ために、施設の設置に際し、地域で反対があること 等により、施設の整備が進まないこと。

「障害者基本法」

障害者の自立や社会参加を支援するための施策について、基本事項を定めた法律。心身障害者対策基本法が平成5年(1993年)に一部改正され、改題された。すべての障害者は、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられ、障害を理由として差別されないことを基本理念とする。

「障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の 養護者に対する支援等に関する法律)」

平成24年(2012年)10月1日から、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して通報義務を課すなどしている。

「障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)」

あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障する ための包括的・総合的な国際条約で、平成 18 年 (2006 年) に国連で採択された。日本は平成 26 年 (2014 年) に批准した。

障害者権利条約の第2条では、「意思疎通」、「言語」について次のように定義されている。「『意思疎通』とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用

しやすい情報通信機器を含む。)をいう。『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」

また、第21条には基本的人権のひとつである表現および意見表明の自由権および情報の利用権(いわゆる「知る権利」)を障害のある人にも他の人と同様に保障した規定がある。

「女性(女子)差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」

昭和54年(1979年)に国連で採択された。男女平等の原則に基づき、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他あらゆる分野における女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置を規定したもの。男女の平等の達成に貢献することを目的としている。日本は、昭和60年(1985年)に批准した。

「人権教育・啓発推進法 (人権教育及び人権啓発の 推進に関する法律)」

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に、平成12年(2000年)に制定された法律。

「人権教育・啓発に関する基本計画」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に 基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進 するため、平成14年(2002年)3月に国が策定し た計画。日本における人権教育・啓発の現状、基本 的なあり方や推進の方策を位置づけている。推進の 方策については、人権一般の普遍的な視点からの取 組とともに、子ども、高齢者、女性、障害のある人 などの個別の人権課題への取組を明記している。

「人権に関する市民意識調査」

市民の皆様の人権に関する意識を把握し、今後の 人権施策を推進していくために、横浜市において実 施している調査。概ね5年を目途に実施しており、 過去に平成5年度(1993年度)、12年度(2000年 度)、17 年度 (2005 年度)、22 年度 (2010 年度)、 27 年度 (2015 年度)、令和 2 年度 (2020 年度) に実 施。

「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人権差別の 撤廃に関する国際条約)」

昭和40年(1965年)12月に国連総会において採択された条約。この条約は、あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための実際的措置の早期実現を当事国に求めている。日本は平成7年(1995年)に加入。

「スティグマ」

差別・偏見と訳されるが、特定の事象や属性を持った個人や集団に対する、間違った認識や根拠のない認識のこと。

「世界人権宣言」

昭和23年(1948年)12月10日に国際連合第3回総会で採択された。前文と30ヶ条からなり、第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。(抜粋)」と述べられている。「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。なお、昭和25年(1950年)の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言」

平成19年(2007年)に国連総会において採択された国連総会決議。宣言は、文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育に対する権利を含め、 先住民族の個人および集団の権利を規定している。

「相対的貧困率」

国民を所得順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいう。

「SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」

Social Networking Service の略。「人同士のつながり」を電子化するサービスのこと。Twitter やFacebook などが知られている。

「SOGI (ソギまたはソジ)」

Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認)の頭文字をとった略称。特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではなく、性の多様性を表す言葉のこと。

た行

「同和対策審議会答申」

昭和35年(1960年)に総理府の附属機関として設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対し、昭和40年(1965年)に審議した結果として出したもの。この答申には、部落差別の解消は「国民的な課題」であり、「国の責務である」と明記されている。

「同和対策に関する特別措置法」

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、 産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護 活動の強化など、必要な措置を総合的に実施する ことを目的として、昭和44年(1969年)に制定 された10年間の限時法(後に、法期限を3年間延 長)。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり 特別措置法を制定した。

「DV (ドメスティック・バイオレンス)」

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など 親密な関係にある、又はあった者から振るわれる 暴力を指す。身体的なものだけではなく精神的、 経済的、性的なさまざまな暴力をもすべてを含ん だ暴力のことをいう。

な行

「認知症」

認知症は脳の病気や障害に起因する症状で、加齢とともに発症率が高くなり、また、誰もが発症する可能性があることから、社会全体の課題として捉える必要がある。高齢者だけではなく、働き盛りの若い年代でも認知症になることがあり、65歳未満で発症する認知症を若年性認知症という。この場合、仕事ができなくなり経済的困窮に陥ることや子どもの保育・教育が困難になることも課題とされる。また今日では、認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っている状態の「認認介護」の問題も課題となっている。

は行

「バリアフリー」

高齢者や障害のある人等が生活をしていく上で 障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するこ と。元は建築用語として登場し、道路・建物などの 段差の解消等物理的な面で用いることが多いが、よ り広く高齢者や障害のある人の社会参加を困難に している社会的、制度的、心理的な障壁の解消や、 情報バリアフリーのように情報機器の利用環境等 における障壁の解消についても用いられる。

「ひきこもり」

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしていてもよい)を指す現象概念。(ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインより(厚生労働省))

「ヘイトスピーチ (Hate Speech)」

人種、国籍、宗教、性別、障害、出身・出生などに基づいて、個人または集団を脅迫、侮辱し、おとしめたりする表現のことをいう。さらには他人をそのように扇動する言動等を指す。差別的憎悪表現とも呼ぶ。

「ヘイトスピーチの違法性を認めた判決」

ヘイトスピーチと呼ばれる差別的発言の街宣活動で授業を妨害されたとして、学校法人京都朝鮮学園(京都市)が「在日特権を許さない市民の会」(在特会)などを訴えた訴訟の上告審で、最高裁第3小法廷(山崎敏充裁判長)は、在特会側の上告を退ける決定をした。これにより、学校の半径200メートル以内での街宣活動の禁止と、約1200万円の損害賠償を命じた一、二審判決が確定した。

「法定雇用率」

従業員数が一定以上の企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用率制度によって義務づけられた障害者雇用の最低比率。障害に関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」の実現の理念のもと、すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務がある。

事業主区分	法定雇用率	
事未 工应刀	令和3年3月	
民間企業	2.3%	
国、地方公共団体等	2.6%	
都道府県等の教育委員会	2.5%	

「本人通知制度」

本人の権利及び利益を保護し、住民票等の不正 取得を抑止するため、住民票の写しや戸籍謄本等 が本人以外の第三者に不正に取得された場合に、 その事実を本人に通知する制度。

ま行

や行

「ユニバーサルデザイン」

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つ様々な特性の違いを超えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン(計画・実施)していこうとする考え方。

「ゆめはま人権懇話会」

平成22年度(2010年度)を目標年次とした総合計画「ゆめはま2010プラン」において人権施策指針づくりが挙げられ、それに伴い、施策推進の基本理念や方向性について市民の意見を聞くために設置された。

「横浜市いじめ防止基本方針」

「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年(2013年)12月に策定。いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、「すべての子供の健全育成及びいじめのない子供社会の実現」を方針の柱としている。

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」

平成18年(2006年)に策定。市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支えるすべての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。

「横浜市人権懇話会」

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権尊重を基調とした市政及び人権施策の推進を図るため、 人権問題に取り組む市民団体・NPO法人の方々等 と幅広く意見交換を行う「場」として設置したもの。

「横浜市人権施策推進会議」

「横浜市人権施策基本指針」に基づき、人権施策の総合的・体系的な推進を図るため、副市長を議長とし、政策局長、政策局女性活躍・男女共同参画担当理事、総務局長、国際局長、市民局人権担当理事、こども青少年局長、健康福祉局長、経済局長、教育長及び区長代表者からなる会議。

この会議のもとに人権施策の推進に係る課題について研究、協議、調整を行う幹事会や人権施策の 実施に係る課題等についての協議、調整を行う専門 部会を設置している。

「横浜市男女共同参画行動計画」

「横浜市男女共同参画推進条例」第8条に基づく行動計画であり、「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する計画にあたるもの。令和3年(2021年)に「第5次横浜市男女共同参画行動計画(令和3年度(2021年度)~令和7年度(2025年度))」を策定。

「横浜市中期4か年計画2018~2021」

平成30年(2018年)に策定。これまで築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、令和12年(2030年)を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策をとりまとめたもの。併せて、政策を進めるにあたり土台となる行財政運営も示している。

ら行

「リベンジポルノ被害防止法 (私事性的画像記録 の提供等による被害の防止に関する法律)」

平成26年(2014年)11月に施行。交際中に撮影した元交際相手や元配偶者の性的画像を撮影された人の同意なく、インターネット上に公表するなど、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生と拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則、被害者に対する支援体制等を内容する法律。

指針改訂に関わる協力団体等一覧

■横浜市人権懇話会

世話人

法政大学法学部教授 金子 匡良 氏

参画団体(五十音順)※令和3年5月28日現在

特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら

社会福祉法人 神奈川県匡済会

神奈川県地域人権運動連合会 横浜支部

一般社団法人 神奈川人権センター

かながわ人権フォーラム

共同の家プアン

寿支援者交流会

寿地区自治会

特定非営利活動法人 在日外国人教育生活相談センター・信愛塾

特定非営利活動法人 SHIP

特定非営利活動法人 女性の家サーラー

全日本同和会 神奈川県連合会 横浜支部

全横浜屠場労働組合

公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部

部落解放同盟 神奈川県連合会 横浜市協議会

国連NGO 横浜国際人権センター

公益財団法人 横浜市国際交流協会 (YOKE)

横浜市心身障害児者を守る会連盟

横浜市人権擁護委員会

公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会

特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会

特定非営利活動法人 横浜市精神障害者地域生活支援連合会

公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会

■その他

意見聴取団体等 (五十音順)

いじめ110番

社会福祉法人 礼拝会 ミカエラ寮

横浜市人権施策基本指針改訂素案

令和3年9月

発 行: 横浜市市民局人権課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50番地の 10 電話 045-671-2718 FAX 045-681-5453